

# 地域と農業

会報

第 **73** 号

Apr. 2009

*Spring*

特集

平成20年度

農業総合研修会講演

「わが農協運動を振り返って

北海道農業への提言

札幌駅から徒歩5分

札幌でのご宿泊なら  
いつも安心・快適な

ホテルノースイン札幌  
北農健保会館へ

1 **夏割ツイン・和室プラン** 素泊り  
1室2名様以上のご利用で お一人様 **¥3,000~**

2 **Sルームプラン** 限定10室  
バス・トイレ付のシングルルームでの  
お泊まり 朝食付きのお得なプラン **¥6,000~**

3 **団体宿泊プラン** ツイン・和室限定、料金一括払い  
同一日に10名以上で宿泊すると夏季基本料金の10%OFF(2,700円~)

- ・団体宿泊プランはツイン・和室を同一日に1室2名以上でご利用し、合計10名以上の宿泊に適用。
- ・団体宿泊プランは宿泊ポイントの対象にはなりません。
- ・ほかの割引制度との併用は不可。

期間 平成21年6月1日~21年10月31日

旅の疲れを癒す **男性専用**  
サウナ付大浴場を完備

もちろん宿泊者は無料。早朝6時から夜行  
列車、バスで朝札幌に着いてもご利用できます。  
ゆっくり休憩できるレストルームもご用意し  
ております。  
宿泊以外の方のご利用は1,000円となります。

ご利用時間 第一部 6:00~ 9:30  
第二部 12:00~20:00

ホテルノースイン札幌  
北農健保会館

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目

電話ご予約 011-261-3270 FAX 011-261-3298

<http://www.hokunoukenpo.or.jp/kaikan/>

# 北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワ  
ーク。私たちは、農業機械・自動車・燃料  
などの事業を通じて日本の食糧基地北  
海道の営農ライフラインを支えます。



株式会社

ホクレン油機サービス

●本社 / 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号  
☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

- 函館支店 / 函館市昭和3丁目16番3号 ☎0138(41)1994
- 岩見沢支店 / 岩見沢市4条東15丁目3番地 ☎0126(22)4421
- 旭川支店 / 旭川市永山2条13丁目1番28号 ☎0166(48)1181
- 稚内支店 / 稚内市声間4丁目26番12号 ☎0162(26)2111
- 網走支店 / 網走市宇呼人382番地 ☎0152(48)2111
- 東東北営業所 ●北見営業所

# 地域と農業

Vol.73

表紙写真 当別町若葉  
岩崎農園  
提供：乃生 賢一



## 目次

2

みる  
観 察

いま求められる農村女性の経営参画とは

(社)北海道地域農業研究所 常務理事 黒澤不二男

9

特 集

平成20年度 農業総合研修会講演

「わが農協運動を振り返って - 北海道農業への提言 - 」

新篠津村農業協同組合 代表理事組合長 宮田 勇

33

Essay

食いしん坊イラストレーターの

てくてく畑を歩く パート1

イラストレーター すずき もも

38

レポート

福島県はなぜ米生産過剰日本一になったのか？

福島大学 経済経営学類国際地域経済学専攻 准教授 小山 良太

48

お知らせ・掲示板・DATA FILE

# 観 察

## いま求められる農村女性の経営参画とは

(社) 北海道地域農業研究所 常務理事 黒澤 不二男



いま、世界同時不況が進行する中で、WTOドーハラウンド交渉が大詰めを迎えておりその帰着によって、日本の『食と農』は甚大な影響を受け、国民生活にも深刻な負の局面をもたらすものと予測されている。

行き過ぎたグローバリズムの弊害を食い止め、各国がそれぞれの生活と環境を守る事ができるかどうかの正念場を迎えているところである。

いま農村で、このような直面する閉塞的状况に対して、経営主が孤軍奮闘して打開にあたることには自ずと限界があるのは明らか。

かで、局面打開のために経営複合化や多角化にチャレンジするにしても、配偶者や後継者あるいは両親など家族構成員が総力をあげて取り組むことが従前に増して必要になってきている。これをバックアップする仕組みとして、家族農業経営内での、構成員個々の地位及び役割を明確化し、近代的な家族農業経営を実現するためのシステム、また農村女性の地位向上や、女性が経営参画した経営体づくりを促進する具体的手段として、『家族経営協定の締結』が進められてきた。ここではその展開をトレースすることと、その実体化(有効化)の方向性について、提起してみたい。

I. 北海道における『家族経営協定』推進の状況  
道農政部経営課調査より(平成十九年十二月)

1. 締結数の推移

全道各地区の農業改良普及センターを通じて調査した結果によると、協定締結農家数は一四七市町村四、四一〇戸で、前年に比べ二二二戸増加し、販売農家戸数(平成十七年五一、九九〇戸)に占める割合は八・五%となっている。締結農家のうち、認定農業者がいるのは三、八五八で全体の八七%であり、法人化している農家は七四戸で全体の二%である。

支庁別にみると、渡島、胆振、日高以外の十一支庁で締結数が増加しており、締結数は、十勝一、四四六戸、網走七九四戸、空知五五三戸となっている。市町村で締結数が多いのは、芽室町三八三戸、清水町二二四戸、帯広市二二一戸、伊達市一九〇戸、中標津町一八六戸などで、道内全域で増加傾向を示している。認定農業者の認定の際に家族経営協定の締結を要件としている営農計画書の中に締結書のひな形を組んでいる等の取り組みにより締結を推進している市町村も見られる。

直近10カ年の締結数の推移

区分	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
戸数	3,701	3,384	3,162	3,178	3,790	3,759	3,887	4,220	4,198	4,410
増減率	100.0	91.4	85.4	85.9	102.4	101.6	105.0	114.0	113.4	119.2

経営類型別の締結数

区分	18年/戸数		19年/戸数		(法人)	(認定農業者のいる農家)	(経営参画している女性のいる農家)
	同構成比	左	同構成比	左			
単一経営	3,101	73.9	3,206	72.7	60	2,859	2,039
畑作	1,620	38.7	1,705	38.7	27	1,614	975
畜産	984	23.4	1,020	23.1	28	838	725
稲作	375	8.9	359	8.1	2	334	252
野菜作	96	2.8	95	2.2	1	54	65
果樹作	12	0.3	12	0.3	1	8	11
花き作	8	0.2	9	0.2	1	5	7
その他	6	0.1	6	0.1	0	6	4
準単一複合経営	342	8.1	367	8.3	1	328	281
複合経営	755	18.0	837	19.0	13	671	484
合計	4,198	100.0	4,410	100.0	74	3,858	2,804
構成比	-	-	100.0	-	1.7	87.5	63.6

経営類型別では、単一経営が七三%、品目別の経営形態では畑作、畜産が多くなり、水稲、野菜経営で減少しているのが目立つている。また、

法人化している農家及び認定農業者のいる農家数では、畑作、畜産が多くなっているが、畑作、畜産が多いのは、一戸あたりの経営規模が大きいため、役割分担を明確にする必要があり、これらの部門では女性の経営参画が比較的進んでい

2. 経営類型別協定状況

るためと道農政部では推論している。

### 3. 協定の取決め範囲

取決め範囲は「経営主と配偶者」が三三％、「経営主と子」が二四％と二者間で取決めるケースが多くなっており、次いで「経営主と配偶者と子」が一九％と三者間での取決めが続いており、三世代間での取決めは少なくなっている。

### 4. 取決め内容（複数回答）

取決めしている内容は「農業経営の方針決定」が九五％、「経営移譲」が八七％、「労働時間・休日」が八五％、「収益の分配」が八一％と多くなっている。「育児の役割分担」、「加工・販売等の部門分担」、「社会・地域活動への参加の役割分担」は一〇％未満に過ぎない。「農業経営の方針決定」や「労働時間、休日」、「収益の分配」などの項目についての締結が増えているのは、諸制度の導入や協定の普及推進によるものと見られる。

家族経営協定調印式  
(標南町・銅路北部普及センター提供)



取決めしている範囲

区 分	18年 / 戸数	同 左 構成比	19年 / 戸数	同 左 構成比
経営主 - 配偶者	1,424	33.9	1,458	33.1
経営主 - 子	974	23.2	1,054	23.9
経営主 - 配偶者 - 子	801	19.1	851	19.3
経営主 - 配偶者 - 子 - 子の配偶者	595	14.2	619	14.0
父・母 - 経営主 - 配偶者	177	4.2	192	4.3
父・母 - 経営主 - 子	61	1.5	62	1.4
父・母 - 経営主 - 配偶者 - 子	8	0.2	8	0.2
父・母 - 経営主 - 配偶者 - 子 - 子の配偶者	6	0.1	8	0.2
その他(父・母 - 経営主等)	152	3.6	158	3.6
合 計	4,198	100.0	4,410	100.0

取決めしている内容（複数回答）

区 分	18年 / 戸数	締結数に 対する比	19年 / 戸数	締結数に 対する比
農業経営の方針決定	3,910	93.1	4,199	95.2
経営移譲	3,636	86.6	3,854	87.4
労働時間、休日	3,436	81.9	3,758	85.2
収益の分配(日給、月給以外の利益の分配)	3,379	80.5	3,575	81.1
農業面の役割分担(作業分担、農業簿記)	2,964	70.6	3,246	73.6
労働報酬(日給、月給)	2,811	67.0	3,092	70.1
移譲者(老後)の扶養(住居、生活)	993	23.7	1,006	22.8
資産相続	869	20.7	855	19.4
生活面の役割分担(家事、交際)	657	15.7	733	16.6
労働衛生・健康管理	591	14.1	665	15.1
育児の役割分担	315	7.5	334	7.6
農業面の部門分担(加工・販売等)	186	4.4	202	4.6
社会・地域活動への参加	62	1.5	94	2.1
その他	69	1.6	120	2.7
合 計	23,878	100.0	25,733	100.0
協定締結戸数	4,198		4,410	

また、締結例をそのまま使用するだけの形骸化された協定の見直しを図り、配偶者や後継者の経営参画を促す動きがでてきているものと見受けられるのである。

## Ⅱ・男女共同参画社会実現を目指すアプローチ

現在わが国では、農山漁村での男女共同参画社会を推進していく手立てとして、三つの方針が打ち出されている。

- (1) 女性の声が届くまち・むらづくり  
女性の社会的役割への就任などの「社会参画」の推進
- (2) 「女性起業活動」の推進  
地域資源を活用した新たな付加価値をつけた商品開発とその販売による女性自身の経済的自立・地域活性化への寄与
- (3) 「家族経営協定」による「パートナーシップ」の確立  
協定締結による話し合いの定期化と構成員の経営への主体的関与・経営参画

ここで、女性が、その属する経営の場で、どのような対応をしているかの実態をみると、①家族農業における共同経営者として能力を発揮している（複数経営者型）パターン、②夫婦が別部門をそれぞれ担当し、女性は自分の経営部門では経営主となって働

いているパターン。③世帯主（夫）は他産業に従事しており、自家農業の実質的な経営権、經常の責任は女性（妻）が担っているパターン。対外的な経営名義は世帯主（夫）、実質的には女性が経営を担っている。④家族以外のメンバーとの共同経営における経営参画というパターン。⑤有償、無償の区分はあるが家族従事者というパターンと、⑥農業法人・大規模経営体に雇用される農業労働者として女性が働くというパターンもある。

当然のことながら、女性のパートナーシップ確立という視点からは、上記の「単なる農業従事者（農作業者）」としてのパターンは、論究の対象とはならないであろう。

## Ⅲ・「家族経営協定」におけるパートナーシップの実効化

男女共同参画社会の実現に向けて、その有力な推進の手順とされる家族経営協定の中でその実効化・実体化をめくって論議の焦点として以下の四つの課題があげられる。

### 1. 家族員の労働報酬と労働条件の課題

わが国においては、利益配分だけでなく、所得配分も含めた総収入の配分が中心問題となっている。特に多額の負債を抱える経

営では、利益はまずその返済に充当されるケースが大半である。

後継者夫婦に対しては、農外雇用された場合と同様の条件、つまり労働報酬（月給）と就労条件（休日）を保証できるかが課題となっている。また経営主妻に対しても、現状の個人事業形態では後継者（夫婦）同様に給与が主体となっているのが支配的である。

しかし「農業者年金」受給や「認定農業者」の対象となるためには、共同経営者としての位置づけが必要であり、共同経営者という視点では、収益分配が問題となる。

通常は、給与のほかに、利益が出た場合に賞与という形をとることが多いが、これが収益配分とみなされる。ただし、経営主以外の家族員の出資や資産の持分がなかったり、あっても明確でなく、夫婦間で五〇％・五〇％というような持ち分比率の事例はほとんど見受けられないのが実態である。

## 2. 経営上の意思決定のあり方

家族経営協定のなかで、経営における役割分担は主要な項目の一つで、家族員の合意に基づく分担は家族員の意欲や責任感を高め、経営全般にプラスとなると言われている。

また女性が経理部門を担当し、経営管理に関与する例は比較的

多く見られるパターンである。

このように、家族員の役割分担の明確化は、家族農業経営では重要な要件ではあるが、パートナーシップ経営の本来の姿からすると、経営管理部門の役割分担とともに、経営上重要な意思決定への参画が不可欠のポイントとなる。

この視点で見ると、女性が経理を担当していても、経営上のターニングポイントに際して、その重要な意思決定に十分に關与していなかったり、法人経営上の地位が男性と女性とで差があったりする例がしばしば見受けられる。女性の経営参画という意味では、重要な意思決定の場で対等に発言し参加できることが参画の水準を判定する尺度と考えられるのである。このことはまた、意思決定に貢献できる知識や能力が問われることになるし、結果に対しても責任を負うことが求められることになる。

## 3. 経営資産の継承と所有

農業における経営資産を含む次世代への経営継承は、家族農業経営では大きな問題であって、通常では経営主が親から遺産相続した経営資産を所有するのが一般的形態である。法人経営では、個人所有の資産を法人に貸付するか、法人に譲渡したりすることが多い。法人化の目的は多様であるが、遺産相続による分割のり

スクを小さくし、次世代へ経営資産を円滑に継承することも目的の一つなのである。

経営継承は多くの場合、父から息子への継承が一般的とされている農業に対し、経営資産が法人の所有であり、かつ法人役員として女性も対等な地位にある場合は、経営資産の所有権に関して対等な関係が築かれているとみなすことができるのである。

「夫婦共有財産制」や「パートナーシップ制度」によって女性の経営資産所有が保証される諸外国と異なり、これらの制度のない我が国では、これまで農地などの経営資産は男性農業者が親から相続するのが一般的で、農家の後継ぎを除けば、女性は現金以外の経営資産をほとんど所有していないのが実情である。しかし、家族経営協定を締結し、女性も「共同申請」で「認定農業者」の認定を受けると、制度資金利用資格を得ることができ、自分名義の経営資産を獲得・保有できるという仕組みが現在作られつつあるのは遅まきながらも一歩前進だと言えよう。

実際に、女性農業者が、家族経営協定で明確になった給与を貯めて農地を取得した事例や、共同申請で認定農業者となり制度資金を利用して経営資産を所有しようとしている事例も府県ではみられるようになってきている。

#### 4. 家庭生活上のルールづくり

家族経営では同じメンバーで農業経営と家庭生活を一体的に営んでいるので、経営の収益配分と生活費負担は、法人経営のように形の上で分離している場合でも、実質的にはリンクしていて、家族経営協定などでどのように調整するか取り決めを行っているケースも存在する。同様に、営農の役割分担と家事の役割分担も関連させて捉える必要があり、家族経営協定では両方の役割が併記されているものも見受けられる。

さらに、経営への参画を考察するとき、営農活動、経営管理、意思決定への参加というように、構造的段階的に検討する必要があるが、同様のことは家庭生活の分野についても適応されるべきであろう。家庭生活の領域は、衣食住に関する事柄以外にも、家族の健康、育児、子供の教育、高齢者介護、親戚・近隣とのつきあいなど多岐に及んでいる。

家事労働の役割分担だけでなく、家計管理をはじめ様々な生活上の問題について誰が責任を負うのか、対処が必要な問題の意思決定に参画しているかについて検証する必要があると考えられるのである。

本来的なパートナーシップ経営という観点でみた場合、経営上

の意思決定への女性の対等な参画と同様、男性もまた家庭生活運営における意思決定への対等な参画が必要なのは言うまでもないことと言えよう。

## 5. 欧米のパートナーシップ制度と

### 日本の家族経営協定との差異

欧米においても、農場での作業や家事・育児などはわが国と同様に男女の性別による役割分担があるが、経営の意思決定においては夫婦の間で、より対等な関係が築かれていると言われている。そこで、パートナーシップによる農場経営で知られているニュージーランドのパートナーシップ制度と家族経営協定との差異を参考までに整理して表に示した。

この両者の差異は、単に農業経営の方式の問題ではなく、家族制度や婚姻関係、財産法、女性の社会的地位の成熟等が深く関わっていることに留意す

我が国の家族経営協定とNZのパートナーシップ

区 分	家族経営協定	パートナーシップ制度
協定者	家族員	パートナー(家族、夫婦でも可)
文書化	必要	必要でない
位置づけ	家族・家庭内の約束事	事業としての契約
法的な拘束力	ごく限定的	裏付けあり
課税対象	事業主1人(共同経営者)	各パートナー個々

必要がある。

## むすびにかえて

経営上の意思決定、収益配分、資産形成面で実質を担うのが女性であっても、農地の所有、税務申告の名義人、資材の購入、農産物の販売に際しての対外的な名義人は男性という形態を基本的に変える必要があるのではなからうか。また所得税申告に関しても1経営1事業主制度が問題となっている。農業者夫婦間における農業事業主判定に関連して、別々に部門を分離して経営しているも申告時に「家計の主権」によって、別申告は困難な現実がある。すなわち「共同経営者としての実質化」を税法等でも認証することを粘り強く要求していくことが必要なのである。また、結婚と財産に関する民法でも、夫婦間の資産所有に関して改善を要する課題が多い状況にあり、実質・実体を伴ったパートナーシップを目指すという高い理念・理想も実効のある法制のバックアップがなければ、まさに「絵に描いた餅」であることを強調しておきたい。

## 平成20年度 農業総合研修会

日時…平成二十一年二月十日  
場所…共済サロン「高砂の間」

地域農研の藤田です。平成二〇年度の農業総合研修会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。北海道地域農業研究所は、産・官・学を結集して地域農業の振興を支援する研究機関として、平成二年に創立しており、来年は二〇年を迎えることになっております。この間、関係の皆さま方には一方ならぬご支援を賜りまして、心から感謝申し上げます。本研修の企画にあたりまして、JA北海道中央会、JA全国中央会長として、長年にわたり農協運動の指導者として活躍された宮田勇氏にご講演を依頼しましたところ、ご快諾をいただき本日運びとなりました。主催者としてまして望外の喜びです。本当にありがとうございます。皆さま同じく感じていらっしゃると思いますけれども、いま日本は政治も経済もそして農業も閉塞感でいっぱいです。しかし、農業については最近国民の味方が増えてきた、強力な追い風が吹いているのではないかと私は感じております。昨年の原料価格、あるいは原油価格、あるいは

肥料価格、飼料の価格、そして穀物価格の高騰と、需給不安は我が国をはじめ資源を持たざる国の国民生活に深刻な影響を与えました。そしてまた、中国産冷凍餃子事件に代表される食品の安全性も非常に問題になりました。

そんなことから、国民は日本の将来の食料供給に非常に不安を感じております。最近の内閣府の調査によりますと、平成十八年と平成二〇年の比較ですが、日本の将来の食料供給について非常に不安に思っている方が、平成十八年は二八・七％、平成二〇年では五六・五％と、二倍にもなっています。そしてある程度不安を感じている方を加えると、九四％の国民の方がより不安に感じているという結果が出ております。国民そして消費者がかつてないほど国産に回帰しているのではないかと。そして今まで以上に日本の農家の重要性を認識するようになってきているのではないかと感じております。政府は来年三月までに新たな食料、農業、農村の基本計画を策定し

ようとしています。仄聞するところによると、食料自給率を五〇%に引き上げることを柱に担い手育成をどうするか、あるいは農地確保をどうするか、食の安全性をどういう具合にするかという問題に対応しようとしています。そしてひょっとすると妥結に追い込まれるかもしれないWTO農業交渉の厳しい条件のもとで国内対策を検討しよう、即ち持続可能な農業を築くための経営安定対策はどうあるべきかということ、国民の幅広い意見を聞きながら策定するスケジュールで進んでおります。将来の日本の農業を考える時に、これらについて国民運動としてこれから取り上げていくべきではないかなと、個人的ではありますが考えています。

本日は宮田勇氏というビッグな講師をお招きいたしました。プロフィールについては、お手元の資料に詳細が載っております。これまでの農協運動を振り返り、また今後の日本農業のそして北海道農業の進む道をご提言いただけるのではないかなと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。講師の宮田勇氏、そしてご出席の皆さま方に感謝を申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。(拍手)



講演

わが農協運動を振り返って・北海道農業への提言・

新篠津村農業協同組合 代表理事組合長 宮田 勇

農協運動への出発

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました宮田でございます。昨年の六月までは北農中央会、そして八月までは全中の会長という立場で、大変皆さんにお世話になりました。お陰で何とか任期満了で退任をさせていただきました。現在、新篠津村農協の組合長をしております。今年の四月七日が総会で改選期ですので、任期まで地元で仕事をしているという毎日です。私も初めはホクレンの非常勤理事からずっと共済連、中央会ということで、連合会の立場で皆さんに大変ご指導をいただいたことを、心から感謝申し上げます。今日はこのように一緒に仕事をさせていただいた方々や、さらにいろいろな関係機関をはじめ多くの方々にお越しいただきまして、私も何だかドキマギしておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

もう一つは、研究所の中出さんから、自分の生い立ちも含めて農協での状況、あるいは北農中・全中の事柄も含めて話をしてくれないかということでした。その中身をただ箇条書きにしてレジユメとして出したものですから、非常に広範囲ですので、逆に中出さんのほうから「こんな話一時間半でできるの？」と心配されました。そんなこともあって、別に時間を計算してレジユメを作ったわけではありませんので、中を省いたり端折ったりして話をさせていただきますので、よろしくお付き合いをいただきたいと思います。

まず生い立ちをお話をしたいと思います。私のおじいさんが、今で言う富山県砺波市の池原、昔で言えば東砺波郡池原村から一〇年ぐらいい前に移住してきました。私はその三代目です。新篠津に生まれ育って、自分の郷土は世界一良い所だと思って喜んで住んでいます。私は農業の傍ら学校を終って、まず青年団に入りました。農協青年部

## 宮田 勇(みやた いさみ)氏



- 昭和10年 新篠津村生まれ  
札幌南高等学校卒業後、家業の農業を継ぐ
- 昭和48年 新篠津村農業協同組合監事
- 昭和54年 " 理事
- 昭和57年 " 専務理事
- 昭和63年 " 組合長理事に就任、現在に至る
- 平成3年 ホクレン農業協同組合連合会理事
- 平成8年 北海道共済農業協同組合連合会副会長(平成11年まで)
- 平成11年 北海道農業協同組合中央会会長に就任  
3期9年間を勤め、平成20年退任
- 平成14年 北海道で初めてとなる全国農業協同組合中央会会長に就任2期6年間勤める。  
この間多くの道内と全国諸機関の役職に就任するとともに、新篠津村産業開発貢献賞、北海道農業協同組合功労者表彰、北海道産業貢献賞、全国農業協同組合功労者表彰(緑綬、紅綬、名誉賞)及び黄綬褒章を受章する。

に入るまで、それ以後も、私はどちらかというと自分一人でいろいろなことをやるというよりも、グループで仲間と話し合っているような行動をするというのが少年時代から得手というか、そういう方向できたわけですが。一番最初は青年団に入ったわけですが、それ以後は私を入れて仲間六人で「郷友会」というのを作りました。村づくり・地域づくりについては、個人がいろいろのことを言ってもなかなか人に受け入れてもらえないではないかとの思いからです。やはり青年としての期待やいろいろなものがあるわけですから、仲間で話し合っ

て仲間の力でいろいろなことをやっていこうという発想から作りました。村の改革なり農業のことを勉強したいということで、あの当時の村長さんや農協の組合長や議長さんを講師にして、いろいろな話を聞いて食事をしながらディスカッションするということからスタートしました。そのうちにだんだん仲間が増えまして、いろいろな面での基盤づくりとなりました。

今はみな法人化法人化と言っていますけれども、私は昭和四四年に十一人からの出発でしたが仲間近代化協議会をつくって、村の法人化で複式簿記による青色申告をやったという経験もあります。あの当時、町村の中では青色申告のメンバーが三〇〇人以上もあったということもあり、それが発展して今日に至っているわけです。そのような農協青年部に入って以後そういう活動をしたのですが、その間に稲作研究会を作りましたが、その当時の会長さんが大塚弘弘さんで、私も結婚してすぐでしたが副会長をやりました。大塚弘弘さんが我が村最初の

農林大臣賞を受賞したのですが、私もそれから三年ぐらいで農林大臣賞をいただきました。それが私の農業に対する自信というか、これからいろいろ活動をしていくためには大きな一つの転機になったということがあります。その当時の大塚弘さんとか中出武二さんとか、先輩の方には大変ご指導いただいたことがあります。その後もうるいろいろをやりまして、野球のチームで「ファーマーズ」というのをつくり、江別とか岩見沢の朝野球に出まして、江別では準優勝したこともありまして。そんな経緯の中で仲間がだんだん増えているるな面で応援していただくきっかけになりました。

### 新篠津村農協の運営と農業振興の取り組み

また北海道では最初の機械移植のスタートを切ったのも我が村で、共同育苗も全道に先駆けて私の村で行ないました。大塚さんの所が第四地区の共同育苗センター。私の所は川上共同育苗センターを作りました。なぜかという、最初ですから技術などは全くわかりません。一人でやると失敗しますが、仲間ですらお互いの長所が結びあつて上手くいくのではないかという狙いの中で、一緒にやるうと呼びかけて私の所に共同育苗の施設を建ててやったわけです。そんなことも延々今日まで続いていることです。それから青年部を終わって農民協議会をつくったりして、農協役員をやる前はグループとか団体をつくって皆と共に力を合わせて仕事をしてきたというのが、私のいろいろなことスタートと言えるかもしれせん。そんなことで今日まで

いろいろな皆さんの応援をいただいたこと、さらにグループの仲間が地域づくりとかいろいろな形でリードをしてきたということが言えるのではないかと思っています。農協の役員も本当に長くやり過ぎまして、今日まで十二期三六年になります。私も七三歳になりますから、半生は農協の役員で過ごしたと。青年部は昭和四〇年からですから、本当に農協一筋で人生を全うしたと言つても過言ではないわけで、それだけ皆さんには大変お世話になったと思つております。そういうことを申し上げて自己紹介を終わりたいと思います。

### 企画開発室の設置

私が農協の常勤役員になったのが昭和五七年で専務を二期、六三年に組合長になったわけです。その当時は今と違って、厳しい厳しいと言いながらも余裕があつた時代です。私も農協の組合長になってから、一つは農協の経営面で組合員のために頑張るといふこともあるし、また農協の機能を良くするといふこともあるけれども、やはり特色といふか夢といふか、若干遊びも含めてあつたほうがよいのではないかと思ひました。前の組合長と違った特色を出そうかといふことで大分苦心をしたわけです。そんなことから企画開発室を設置しまして、農協なり新篠津などのPRを大々的にやつていこうといふことで、時に宣伝のポスターを作つたりパンフレットを作つたり、いろいろな面で新篠津の農業、農協の売り込みといふことに力を入れてきたわけです。今で言えば当然ですけれども、当時はあまりそういう例は多くはあり

ませんでした。

それから農産加工を何とかならないかということで取り組みまして、試行錯誤してジュースやいろいろなものを作ったりしました。今残っているのは味噌とか米麹ですね。お陰さまで味噌は大好評を得ております。あるいは、バイテクのいちこのウイルスフリーを実際に作って供給したりしました。そういうことで、うちの理事会では、「組合長、去年取り組んだのはどんな成果だ？」と、すぐに答えを求めらるんです。その時私は「農業というのは皆さんもやっているけれども、急に今日いって明日答えが出るものではない。もっと夢を持って長い目で見てもらわなければ困る」ということで、役員を説得するのに大分苦労した経緯もあります。いろいろな試みをやってきて、大きなことはできませんでしたが、何とか特徴を出していこうということ、そういう取り組みを自分で考えて進めてきたわけです。

### 土地改良事業への取り組み

次に、うちの村というのは昔はおいしくない米の代名詞として「ねこまたぎ米」というのがありましたが、まさにその通りでホクレンの方には新篠津の米を売るのが大変「苦労いただきましたが、ようやく最近土地改良の結果、評価が上がって迷惑をかけないようにになりました。猫も食えないでまたいで行くというくらい評価が低いのでねこまたぎ米と言っています。新篠津の米は泥炭地の米だから「ねこまたぎ米」で、パラパラ、カスカスしてさっぱり粘りがなくて美味くないと

いうことで、大変苦労しました。そんなことがあって、何とか土地改良をして品質を上げていかなければならないということで、時あたかも泥炭地開発総合事業というのが新篠津を中心として江別・当別・月形も含めてあったのですが、その中で客土をやりました。新篠津は半分ぐらいは湿地帯で大変なところでしたから、そこで大きな運河を掘って山土を入れて客土をして反転をするという土地改良事業をやりました。当時は大変でした。新篠津の農家の四割ぐらいは戦後の樺太からの引き揚げの方や、北見の上湧別町を始め、道内各地から入植しましたけれども、今残っている方は二割ぐらいしかおりません。泥炭は有機ですから、有機と山の土がミックスして非常に生産性の高い、品質の高い有数の良質地帯になりましたけれども、大変苦労しました。

客土なんですが、新篠津の農協というのは山を持っているんです。山を持っている所というのはあまりないんです。新篠津の村が初めて持っていたのですが戦後、小学校も中学校も火災で焼けてしまったのです。ところが村は学校を建てるお金がないと。それでその当時農協に「山をあげるから、その山の木を切って学校を建ててくれ」と言ったのです。それで引き受けたんです。今は客土の土を山から取るというのは環境問題が大変で、どこでも取れません。ですから農協で山を持っているというのは、全道でもないんじゃないですか。今ではもう宝の山です。今年も客土をしております、その土が泥炭とミックスするとちょうどいいんですよ。逆にそういった良い面もありまして、今は生産性の高い土地に変貌しましたけれども、大変な状況だったわ

けです。

### 共済事業の積極的推進

もう一つはうちの農協の紹介ですけれども、共済事業の積極的推進ということですが。実は私の所は共済事業の発祥の地です。なぜならば、その当時は北海道は全国に先駆けて共済事業をスタートさせたわけですから、その時の初代の組合長、東出太郎さんが契約第一号であつたわけですから。その時も政府の認可とかいろいろなことで非常に苦労したと。その中で東出太郎さんが中心となつて、北海道共済連をつくつて出発したという共済発祥の地ですから、そういう面で共済の推進が非常に盛んだつたということが、私が農協役員になつた最初の頃です。建物更正共済を北海道の共済連でやつた時の第一号も、私の前の組合長の窪田重雄さんでした。そういう縁ですので、うちの農協は常に全国の戸当たりナンバーワンを目指して農協あげて推進をしたことを、私もはじめの頃に強く記憶しておりますが、そういう農協であつたわけですから。

### 組合員を大事に

もう一つは、組合員を大事に、堅実経営をモットーにの伝統を守るといふことがありますけれども、私の農協も今は水田主体ですが、水田になつたのは昭和三〇年以降です。それまでは非常に零細な農家だつたのです。戦後、組合員に貸すお金がなくて、うちの農協の総務

部長さんなどが、あの時は車の時代ではないですから、ひと晩泊りで札幌へ来て信連に頭を下げたお金を借りた。それでもなかなか貸してくれなかつたというんです(笑)。札幌へ行つて戻ってくる。ひと晩で借りれないでもう一晚泊つて、何とか頭を下げたお金を借りて帰つて、組合員にお金を貸した。そんなことでうちの農協というのは、はじめは組合員自体も零細な畑作農家だつたわけですから大変苦労をした経過があります。私もはじめ農協の役員になつた時、何としても組合員が大事だから、組合の経営も大事だからとまあ堅実にきちつとやらなければならぬということを、当時の組合長さんから本当に叩き込まれました。そういう伝統が今もあります。

私もその流れを組んで、まず一つは組合員への還元、あとは何といても農協の体質をきちつとしておかなければ、いざという時組合員が仕事できませんから。しかし、はじめの頃は総会でも部落懇談会でもよく言われました。農協は剰余金を出しますよ、組合員にはそれを還元します。それから「今度これだけは積立金を積んで農協に内部留保します」と言つたら、「税金を取られるらう」と。「取られます」と言つたら、「税金を取られるくらいなら組合員に還元したほうがよいのではないか」といふことがかなり出ました。私の前の窪田組合長さん時代も、伊藤組合長さん時代も大変苦労して、「部落へ行つたら言われるんで参つた、けれども組合の経営も大事だから」と私もよく言われました。私になつてからも言われましたよ。だから私は「あなたの家はどうしてますか」と聞くんです。そうすると



「えっ？」と怪訝な顔をするので、その頃の一〇〇万円は大きかったですが、仮に「今年は一〇〇万円の利潤が出ました。お母さんと息子さんに全部あげますか?、違うでしょう?。そりゃあ一〇万円や二〇万円はあげるでしょう。ただどあとの八〇万円や九〇万円は、来年またどうなるかわからないし、機械も買わなきゃならん、いろいろなことでもせんならん、直さなきゃならん。だから貯金しましょう」ということにするでしょう? そっじゃないですか?」言っただけです。「それもそっだな」と。「農協も同じでしょう?。」と。そういうことを私ははずっと言って歩きました。それから何年もしないうちに「税金払ってまで農協でそんなことすることないじゃないか」という組合員はお陰様でいなくなりました。やはり上から「そんなこと言っただけで農協は内部留保せんならん」と言っていたのではなかなか通りませぬ。ですから私はどうしたら皆が分かってくれるか、どうしたら理解してもらえるかということを考えて、いろいろな対応をするということが大事だということをお勉強させてもらいました。そういうことをやってきましたので、いろいろな面で協力をいただいてこられたのかなと思っております。そんなことが大体の私の生い立ちの紹介です。身近なことはこの辺で終わらせていただきまして、これからいよいよ本題に移っていききたいと思います。

## 北農中央会、全中会長としての取り組み

まずレジュメにありますように、北農中央会・全中会長としての取

り組みということが本題になっています。その時に一番言われるのは「宮田さん、北農中央会の会長や全中の会長にどうしてなったの？」

と聞かれます。はつきり言って普通だと私はならないんです。石狩管内というのは共済事業が一番ですから、私をはじめ共済連の副会長になった頃に言われましたよ。私は本当は連合会になるんだつたらホクレンの役員になりたかつたんです。それでうちの連中も「組合長、どうせ副会長になるんならホクレンの副会長にならんといかん」と、身の程知らずなことを言つんです。あの時は藤野さんが会長さんだったので、後で聞くと藤野さんも「こんなことは言わないほうがいいかな（笑）。そんなことでできたのですが、当時石狩管内で私のことを応援してくれたのは、農村地域の農協ではなかつたんです。皆さん覚えていてでしょうか、厚別の西内組合長さんとかあるいは篠路の富樫組合長さんとか、札幌市の古川組合長さんなどが私のことを連合会に出ると薦めてくれたんですよ。その時西内組合長さんに言われたんです。「宮田君、君を連合会の副会長に管内から推すんだけど、新篠津は町と違うから、ホクレンを望むということはよく分つていゝんだけど、よく考えろよ。石狩管内は野金と共済だけは全道一だよ。だから君が副会長に出たって絶対に肩身の狭い思いさせない。俺は応援するし実績もあるんだから。ホクレンなんか行つたら石狩管内は販売力も購買力も何もないよ。そんな所で務まるのか。そんな余計な変な気持ちを起こさないで言つことを聞きなさい」と言つたんです（笑）。私はやはり有難いと思ひました。

今の話で象徴されるように、石狩管内という所は中地区だったから、共済連か信連、信連と言つたら怒られるかもしれないけれども（笑）、私はありのままを言つんですけれども、副会長ぐらいで終ります。当別の鹿野さんという私の大先輩が、かつては北海道共済連の会長になったことがあるんだけど。

今度は何で中央会に行つたかということですが、これはあまり話すといろいろな問題が出ますので触れませんが（笑）、あの時藤野さんがホクレンと中央会の二系列の会長だったんです。私は改選期の前の十二月に、藤野さんから共済連の副会長の部屋に電話が掛かつて、「ちょっと宮田君、来てくれないか」と呼ばれたんです。行つたら藤野さんが一人会長室におられて、「私も来年の道連の改選で会長を任期満了で引退する。君と矢野さんとあとをやつてくれないか」と言つんです。そして「君を中央会の会長に、矢野さんをホクレンの会長に」と言われたんです。私はびっくりしてしまつて「それはそうでしょう。石狩管内の人間が会長になることないんだから、おまけに中央会だなんていつたら私はびっくりしてしまつて、とても出来ませんと言つたのです。大地区でもないし、とても私は出来ませんと言つたら、藤野さんが「ともかく二人で両方やつて、あとを君らにお願いしたい。ついては私に任せてくれ」と言つたのです。私も固辞したので、そう言われてもよもやなるとは思ひませんが、結果はそうなつてしまつたのです。

振り返りますと、私の場合は自分から出ると言つたことは一回もあ

りません。道青協の会長の時もそうです。私はずっと、全国の時もあるのですが、私は何々に出ると手を挙げたことはありません。皆が、特に先輩の方が「君、次推すからから出れ」とか、ほとんど立ててくれたんです。個人プレーというのは限界がありますし、独りよがりの点があるんです。やはり仲間づくりというか、お互い人と話し合って溶け込んで、人の話を聞く、正しく聞く、正面から聞く、そういう姿勢というのは、青年時代からきちっとやっていないと人の信用は得られないなということで、自分なりにやってきたつもりですが、結果は分りませんが、やはり人と接する、お互い仲間としてやっていく。これは結果的に協同組合運動ですね。そういったことがあるような場面で人が立ててくれて、推してくれたということかなということ、今つくづく有難いと思います。やはり人との付き合いが一番の基本であり、いろいろな物事の実現のための大きな力になる、基礎になるということが言えるし、私が選ばれた過程もすべてそういう結果の現れかなと思つて本当に感謝しています。

全国へ行く時もそうでした。全国の会長になることは全く予想しないことでした。新たに私が中央会の会長三年間の中で、ちょうど全中の監事の番が回ってきました。本当は理事がくるのですが、何年かに一回は監事が回ってくるのです。理事も監事も、全中の理事会での発言は同じです。しかし監事ですから少しは我慢します。されどいろいろな付き合いは同じですから、その中で全中の会長選挙においては、ブロックでの話し合いにより推薦されて出ていたのです。ですから本

当の顔のきく、ブロックで力のある、そういう方が中心になって選んできたのです。私の前の原田さんが、このような形で選んでいくということはマンネリ化してしまうと。やはり全体で選ぶ方式をとるべきではないかと。もう一つは高齢化の問題です。私が行った時には七〇歳以上が当然でしたので、私は六三歳でしたから一番若いほうでした。今では六三歳といえは若くはないですよ。あの当時は今から十年ぐらい前ですから。その時に年齢制限も引こうではないかということがあったのですが、年齢制限のほうは残念ながら三年後ということになりました。しかし公選制ということは決まりました。私はその時監事だったので、手を挙げて「どつせやるなら一緒にやったほうがいいのではないしょうか。北海道は年齢のほうもきつちり七〇歳未満でやっていますよと。七三歳でも七五歳でもいいんじゃないですか。きつちりラインを決めることも必要ではないですか」と言ったのです。そうしたら理事の一人が「宮田君、君の気持は分かるけど、公選制だけでも決まるのは大変だったんだぞ。これでまた年齢のことでワイワイになつて折角決まったものがパーになったら困るから、君我慢せよ」と言われたんです。私は、あそつたなと思つて、「今の発言は取り消します」と言つて取り消したのでなくなつたのですが、そういう経過があつてかなり苦労したんです。

そうして全国選挙になりました。東北・北海道の対応は後れておりまして、はじめは花元さんと池端さんが先行してました。東北・北海道が集まったのですが、はじめのうちはあんなものではどうにもなら



ないという話でした。二回目に「あのままじゃ東北・北海道の専業中心地帯としては面白くないなあ」という話になって、「次は何とかお互い考えようじゃないか」という話になったのです。私だってその時は出ることが分かっていないから「それもそうだ、面白くないなあ」と言っただんです。帰りに宮城の会長が私と一緒に「宮田さん、あんた出ないか」と言っつので、「何言ってるんですか、「冗談でしょ」と言っただんです。その時は冗談だったんです。そして次の集まりがありました。そしたら今度はやるうということになったんです。ところがその時、プロック長が岩手の瀬川さんという方だったのですが、あの人は岩持会長のカバン持ちだったのです。その人が「お前そんな簡単なことを言っただって、私は岩持会長と全国を歩いてえらい目にあっただ。簡単なものではないぞ。そんな軽率なことをいうものじゃない」と、みんなのことを怒っただんです。

その時は解散をして、十日ぐらいしてまた集まったのです。その時に瀬川さんがどう変わったのか知りませんが、集まったとたんに会長を出そうということになったのです。そして「みんな、どうだ？」と会長が一人ずつ聞いたのです。北海道はどうだ？と言っつので、私だって「東北の意地を示すために、皆さんの言う通り賛成です。ぜひやるべきです」と言いました。言っつでしよう？（笑）そして会議が終わったら、やあら瀬川さんが「全会一致で、東北・北海道プロックから会長選挙に候補を出すことに決まりました」と言っただんです。「ついでには北海道の宮田君、君出てくれ」と言っただんです（笑）。私は

びつくりしてしまって、「冗談でしょう。そんなバカなことありませんよ」と言ったら、「とにかく君は黙っていてくれ」と。そして「皆さんどうですか?」と。そしてみんなパチパチでしたね(笑)。とんだハプニングです。一時間もかからないで決まっちゃったんです。

そうしたら今度は、五日以内に北海道から承諾をとってくれとなつたのです。それから私は北海道に電話を掛けて戻ったんです。戻ったけれども、北海道のみんなに「宮田会長、ちょっと頭がおかしくなつたんじゃないか」「ちょっとのほせ上っているんじゃないか」と言われました。そんなことがあつた中で、理事会を開いている暇がないので地区の会長さんに電話をかけたんです。そうしたら有塚会長はじめみんなが「いや、こんなことはめつたにない。名誉なことだからともかく出れ。応援するから」という話になって、私も引つ込みがつかないわけです。東北の皆さんから出なさいと言われたので、「みんな心配して、私も上ずつた気持ちもないわけではない。しかし私は北海道に帰って誰にも賛成してもらえないで出ないとなったら、俺は恥かきだ。自分のことだけでも全体の話だ」と言っただけです。「男として出させてくれ」と、最後はそう言いました。オリンピックではないけど、参加することに意義があると。そういうことだったので、そうしたらみんなが「仕方ないなあ」と。それが出発だったのです。ところがどんどん盛り上がり、東北の人も全国を歩いちゃって、青年部も婦人部もやって来て劣勢を挽回して、とうとう勝ってしまったのですが、本当にハプニングでした。それだけに皆さんの支援に対しては、本当

に心から感謝をしています。

次に、北海道中央会の会長として、全中の会長として、振り返つてその間にどんなことに取り組んだかということに、若干簡単に触れたと思います。

先ず農協改革の問題については、全中に行つた仕事のほうが大きかつたです。というのは、一つは全農の問題がありまして、あれから偽装の問題なりいろいろな問題があつて、農水省から何度も指導勧告を受けました。それともう一つは、北海道は販売・購買が主体の農協ですが、内地はほとんど信用事業・共済事業に特化している合併農協が多いですから、必然的に本来の農協の事業から偏っている面も多く、それだけに経済事業ということを農協事業の本筋に戻す農協改革をすべきだということを強く感じました。

### 食の安心・安全

北海道では、やはり食の安全・安心の問題が一番でした。特に口蹄疫の発生が平成十二年三月に宮崎市、さらに五月に北海道に起こつたということで、私もはじめは口蹄疫が恐ろしい病気だということは分りませんでした。その後、同じ十二年に雪印乳業の中毒事件が起こつて、雪印の屋台骨が大変揺れたということがありました。あの時も大変で、あの当時の西社長さんが私と矢野さんに何とか応援してくれということがありまして、私と矢野さんとで全農にそついったことの支援も含めて資本参加もするようにお願いに行つた経過もあります。

いろいろなそついった面でのご支援も応援もした経緯もありますけれども、幸い雪印は立ち直りまして、今度またメグミルクと合併をして良い形になっていくわけです。しかしあの当時は大変でして、私も参議院の農林水産委員会に呼ばれて、初めて私はいくつ経験をしました。私は畑作とか水田は分るんですが酪農は経験がないので、酪農をマスターとまではいかないけれども勉強するのに苦労しました。あの時、今日も来ていますが、ホクレンの板東課長さん(当時)でしたが、それから中央会の平山課長(当時)二人と東京で酪農のレクチャーを受けました。そして農林水産委員会に臨んだんですけれども、その時も農家側・生産者の代表として質問され、きつちりと私の考えを述べました。

BSEの問題については、私が全中の会長になった年なんです。ちょうど武部農水大臣の時です。これも青天の霹靂で大変でした。あの時を思い出すと、武部大臣はかなりハイピッチで対策をやって、最後は全頭検査の実施となりました。あの時は亡くなった山口副会長がみんなの前で武部大臣と口論までしました。それだけ大臣のほうも我々のほうも、この対策を緊急的にどうしていくかと。そうした中で生産者の皆さん、そして消費者の皆さんにどうやって安心をさせるかということで激論を交わして、喧嘩の一步手前までいくぐらい議論したことが今も私の記憶に生々しく残っています。

その後、アメリカのBSEの発生がありましたね。ある程度の年齢から輸入再開を強く求められました。国の安全委員会などでもいろいろ

議論をした中で、最後は何歳以下はオーケーということになったのです。あの時も我々としては、日本の国が全頭検査をしているのにアメリカだけは部分的にするというのは、整合性の問題からおかしいのではないかと強く政府に求めているりやっただけです。あの時一番の問題は政府の対応というよりも、消費者心理の変化に非常に驚きました。アメリカの牛肉が部分的に入るとなった時に、新聞記者が私の所に来ましたよ。「宮田さん、今度アメリカからある程度の年齢以下の牛肉を入れるというんだけど、日本では全頭検査をしてきつちと生産者団体がやっているにも関わらず、どう思いますか?」と言ったので、私は「そんなの、うんと言っわけないだろう。それより君ら私の答えは決まっているだろう。私よりも消費者の所へ行つて聞きなさい」と言ったのです。

なぜかという、最初にBSEが日本に起こった時は、消費者団体も一般の市民もござつてすこかつたでしょう。いわゆる反対です。ところが時間が経つてくると消費者というのは、私がこれまでに感じたことがなかつたぐらいかなり意識が変わつてくるんです。団体もしかりです。そりゃあ大きな団体はコメントを出してやりましたよ。しかし輸入した時の世論の動きというのは、そんなに皆さんの反対の声が大きくなかつたことはご存じだと思つて、私もがっかりしました。いかに世論、それから消費者というのは移り気だな。あれだけセンセーショナルにして、焼肉屋が潰れる、農家が潰れる、それぐらい皆さんも拒否反応を示してたでしょう。にも拘らず、あれからそんなに

経っていない中で、時間が経つとアメリカの牛肉が食べたい、入れろ  
 …あれだけ反対したのにさっぱり抗議が出ないということがあります  
 から、我々もこれからいろいろと運動をしていかなければならないと  
 そこら辺もよく考えて、絶えず世論を、我々の意識を理解するための  
 運動の継続といったものが絶対に必要ですね。冷めやすいですから、  
 それをどう我々に引き付けていくか。我々の関心をどう理解してもら  
 うかということで、絶えず息の長い運動というのが私はこれからも大  
 事だと思っています。後で触れますけれども、WTOの問題にしても  
 いろいろの問題にしても気を付けてやっていかないとダメだというこ  
 とは、アメリカの牛肉の再開の時の世論の変化で本当に深く感じまし  
 た。そのことを敢えて言いたいと思います。

### 農政改革

あと三〇分ですからちよつと端折りまして、WTOの農業交渉と、  
 一番大きな問題で食の安全・安心については皆さんよくわかりです  
 し、今触れましたので終わらせてもらいます。それから二つ目の経済  
 事業を中心とする農協改革の問題ですけれども、規制改革会議なり経  
 済財政諮問会議が、農協を叩くためのいろいろな議論をして答申とか  
 いろいろなることを出しましたね。あれに対しては、私が全中の会長と  
 してマスコミへのアプローチ、そして直接学者にも会いました。そし  
 てそれを政府の案として受けないように、いわゆる農林幹部議員への  
 アプローチ、それからやはり内閣で受けるわけですからそういった面

も含めて、これはもう精力的にやりました。最近はずよつと少なく  
 りましたけれども、私もいろいろな審議会に出ています。審議会の中  
 でも生産者委員というのは少ないんです。コスト削減委員会でも、生  
 産者委員は私一人なんです。あとは学者とか消費者協会等です。コス  
 ト削減というのは二〇%をどうやって削減するかという議論なんです。  
 その中で、信共分離の問題とか農協の在り方の問題が出るんです。だ  
 から私は「ここでそんなもの出るのはおかしい」と言ってます。私一  
 人でしょ。そういう問題を経済界のほうから出すんですよ。関係な  
 いですよ。それは農協に対する非難というか、農協を弱くしようとい  
 うことなんです。そして言うことは「北海道はちゃんとやってる」と  
 言ってます。私は「そんなことないし、こんなところで議論するのは  
 おかしい」と言つと、「いや、宮田会長の所は北海道だから、北海道  
 は経済事業もちゃんとやっているし違つんだ」と。だけどそんなこと  
 ないでしょう？議論したら全体の話になつてしまつてしょう？そとい  
 う議論が多いんです。

それから食料・農業・農村審議会、これは最高の機関ですが、その  
 中で東大の教授が「日本の自給率は40%だけど少しセンセーショナル  
 過ぎるよ。実際買うのに困らないじゃないか。それなのにことを大き  
 く、明日にでも物がなくなるように言つことはいき過ぎじゃないか」と  
 と発言したのです。だから私は「この審議会というのは、あんだと討  
 論する場ではないことは分かつてる」と。だけどそんな誤った考えを  
 持っているのなら大変なことだから「あなたはそう言うけど、いつま

でもどこでも永劫に食料買えますか？」と言ったんです。そうしたら2回目からあまり言わなくなりました。いろいろな議論がありますけど、そういう時はがちり言わないとダメですね。その人とは後のコスト削減委員会の時も一緒でしたけど、もう言わなくなりました（笑）。最後のほうになったら「私こう言ったんだけど、君協力してくれ」というようになりました。だから学者が言ってもきちっと反論しないとけないですね。

そういうことで農協改革の中でも誤った意見があるので、経済財政諮問会議とか規制改革会議とかの対策には大変苦労しました。けれども負けることのないようにあまり大きなことを書かれないように、政治的ないろいろな対策もしました。日本の政治もおかしいんですけど、国会で決まらないのに、学者の言ったことを政府の方針に取り上げること自体がおかしいんです。ですから先生方の言うのも合ってると思います。だいたい今の学者というのは、アメリカの学校で研究して帰って来た人がメンバーで構成されているのが多いのでアメリカナイズされているんです。何でも効率化一辺倒で、弱者は切り捨て、強者だけだと。それで経済の繁栄があるという教育を受けた学者が、日本でそういうことをやっているわけですから、負けたら困るので、そういう面では私は一生懸命頑張りました。表に書かれないですけどもこれからも続くわけですから、今の現役の方にもしっかりやってもらわないと困ると思います。

## 今後のWTO農業交渉

今度は三つ目の大きな問題で、WTOの問題ですけれども、これからどうなっていくかということなんです。去年の七月に私が任期の最後でジュネーブに行きました。そこで大方の皆さんは妥結するような様相でしたけれども、最後は特別セーフガードの問題で中国・インドがアメリカと対立しました。アメリカに対してこっちが言うのは食料自給の問題、向こうは特別セーフガードの緩和ということでした。結果はそういうことでパーになったんですけども、そのことについては内輪話もありますので、時間があつたらちょっとお話しします。

これからどうなっていくかという問題ですけれども、まず一つは今後の交渉における情勢です。一つはアメリカの問題ですが、アメリカの政府の対応が今後どうなるかというのが一点です。これは一月二〇日にオバマ大統領が就任しました。アメリカでは農務長官にはヴィルサック前アイオワ州知事を任命し、通商代表にはカーク元テキサス州ダラスの市長を充てる人事となりました。ヴィルサック氏というのは、主要穀物・畜産物の全米最大規模の生産量を有する中西部のアイオワ州の州知事の経験者ですので、アメリカの農業政策やバイオエタノールの振興策などについてどういう政策をとっていくかということが、一点注目すべき点です。もう一点、カーク氏という通商代表になった方は、米国の南部最大の経済都市であるダラス市の初の黒人の市長経験者です。基本的には自由貿易の推進者ですけれども、同時に労働組



合の影響力が強いことも指摘されている方です。しかしこの方は、国際的な貿易のそういった面での交渉経験が全くない方ですので、その手腕なり主張はまだ未知数です。従って、今度この二人が中心になってこれから貿易交渉が始まって、もちろんオバマさんの意向もありますけれども、これからどのような動きがあるかということ进行分析していく必要があるのではないかと一点です。

もう一つは、民主党というのは保護政策主体の政党です。共和党というのは自由貿易ですから、物を外に売っていく。アメリカには二つの農業団体がありまして、ファームビュローというのは共和党系です。ファーマーズユニオンというのは家族経営の小規模農家で、これは民主党の陣営ですから、自分たちの領域を守る保守主義です。そういったものがこれからの貿易にどう影響を与えるか、アメリカのこれからの出方が一つの注目点ではないかと思っています。

もう一点は、金融経済問題に関するこれからの世論の動向が、どうWTOに跳ね返っていくかということがいえると思います。ご存じのように、世界的な金融経済危機がアメリカを中心として世界各国に波及しています。そういうことで信用不安による貿易決済の停滞が途上国に影響を及ぼすというのはもう表われてきていますので、こういった経済の閉塞の中で、経済的な動きの中で、どう一つの点を見出していくかということです。そういった面から貿易の交渉を進めるという機運が高まっていくことが懸念されます。そういうことから、経済回復と貿易の自由化は不可欠であるという議論が、WTOのこれが

らの交渉を加速化させていく、そういう面の関連性もあながちないわけでもない。むしろ危険性があるという点に注目をしていく必要があるのではないかとすることがあります。

それから今年の四月にイギリスのロンドンにおいて、第二回の金融サミットの開催が予定されています。その中で金融経済の問題も議論されますけれども、合わせて今後の貿易の問題も議論される可能性が大いにありということも、見ていく必要があるのではないかと思っています。

その他、国連人権理事会の特別報告もかなりウエイトの重いもので、その中でも各国の食料の自給の問題、過度な自由貿易が及ぼすそれぞれの国の食料の自給への影響等、これは逆な面で警告というのがあるわけですが、そういった面がどれだけ自分の国の自給率向上のための議論として、また重きをおいていくかということもあります。そういったのがどういふふうに世界の議論としてなっていくか。そういった事柄が出てくると思っております。

もう一つは、去年も日本のサミット後に開かれたと思えますけれども、FAO（世界食糧農業機関）です。普通はもっと空けてやるんですけども、緊急ですから、FAOでもう一回やっただけです。昨年十一月にその食料サミット、安全保障のための会議が開かれたわけです。昨年の六月に一回開いたんですけれども、こういった緊急の問題をどうするかで、今年またFAOの食料サミットの開催を今進めているということ。WTO、食料の自由貿易をどうしていくかとい

た問題は、かなり経済問題と絡んで具体化していくことはある程度急を告げているということがありますから、今年の中盤以降は可能性が大いにあるという見方というのが必要だと思えます。

それからEPAの問題については、一応今月に第八回の交渉会議が日本で開かれることになっていますが、これは依然硬直状態です。二国間交渉ですから、日本がかなり強い今の姿勢を堅持することです。我々としては強く求めていく必要があると思いますし、そう大きな進展はないという見方で、これは日本がいかに踏ん張るにかかっています。

そういったことで、これからどういった見方をしていくかということですが、今後の見通しは今言った諸々のものを控えて、一月に世界経済フォーラムが開かれています。それで降断続的に高級事務レベルの会合がジュネーブで持たれております。その中で我々に見えない隠れたものの整理がどこまでなされているかということ。私も十一月の末にICCAの関係でポルトガルまで行って来たのですが、途中で農水省の審議官と一緒に戻りまして、ジュネーブに行く。あれからまずずっと断続的に高級事務レベルの会議はやっていて、今は細かい整理をやっているところですね。ですからやはり部分的には進んでいるということは、ある程度我々も見ておかなければならないと思っております。

本年の前半では、先ほどの国連人権理事会による食料安全保障の報告書が出て、中身がどうなのかということ。それが今後貿易交渉

に及ぼす影響がどうなっていくのかという点が一点です。それからロンドンの金融サミットが四月に開催されますけれども、その動きはどつなのかと。それからインドの国政選挙が五月にあるわけですから、そういったことが終わった後に、おそらくWTOの交渉が進められていくのではないかとこの想定をしていく必要があるということです。それとも一つは、オバマ政権がいよいよ先月の二〇日に発足したわけですが、本格的にスタッフが落ち着いて交渉体制がスタートするのは、少なくとも今年の四、五月ぐらいまでは十分時間的にかかるのではないかとこのことがあります。こんなことを踏まえると、春先までに交渉がぐつと進展する場合もなきにしもあらずですけれども、常識的にいって七月に入って以降、あるいは欧州委員が総交代をする十月末の前の九月頃が、今のところ山場ではないかという見方をしているのが一般的ではないかと思っております。いずれにしても後半には再開をされるということを想定していく必要があるのではないかと思っております。

一番の問題点は、WTOの交渉議長も今年替わることになっていきます。問題は事務局長のラミーさんが一番ポイントなんです。この人は自由貿易派でなあってアメリカ寄りで、どうにもならない人なんです。絶対に譲歩しないです。その人が本当は去年で終了だったので、ところが再度立候補したのです。そうしたら世界で誰も出る人がいなかったのです。ラミーさんはなかなかしぶといし、交渉力があるんだからまたやらせようかということになって再選されてしまったんです。

これは我が国にとつてはあまりよくないですね。非常に強硬派ですから、今度再開されたら貿易の交渉はおそらく単純な貿易交渉ではなく金融とか経済の問題も絡んでいます。それだけにまとめようということ。ずっと八年も九年もかかっているわけですから、交渉をまとめる意欲はかなり強いです。

それからもう一つ大事なことは、去年の七月に交渉のポイントは、アメリカの国内補助金を三割か四割下げるといのが開発途上国の主張なんです。ところがアメリカは、貿易を受け入れるほうの障壁を下げなかつたら、一方的にはしないということがアメリカの主張でした。それでラミーが、特別セーフガードは四〇%以上輸入が増えた場合は、セーフガードを行うと開発途上国に言ったんです。ところがそれで冗談じゃないと怒ったんですね。四割も増える前にまいつてしまつと。そんなものではセーフガードにならないと、インドが主張しました。こうした対立で決裂になったんです。アメリカも強気だから、始めから国内補助金をあまり下げる気もないものだから、なお強く言つわけです。それで決裂になったのです。

それから今度、七月終わってからラミーはすぐインドに飛んだので、その時におそらくはインドに「四〇では受け入れられないと思うので、少し下げるから手を握らないか」という話は、私はある程度していると思うんです。ですからこれからラミーが再開するといつたら、それだけの確実性がなかつたら私は開かないと思つんです。今度開いた時は、おそらく前のままいくという線では開かないと思えます。で

すから十二月に開くのが延びたというのもそこにあるんですよ。一番の問題はそこなんです。NAMAのほうもある程度煮詰まってきた、絞られるものは絞られてきているんです。だからこの次の開催の時は日本としては襷を締めてかからないと、なかなか厳しい局面になります。

それともう一つは、こういう世界の金融経済情勢ですから、まとめようという気運は以前に増して高いということがいえますから、これからの交渉はかなり厳しくなると思います。そういつた中で日本の対応ですけれども、今回の交渉はドーハから始まっています。ドーハというのは、ガットウルグアイラウンドが終わって新たにWTO農業交渉というのにかかりました。そしてこれからスタートをしようということの最初の会議が、一九九九年のシアトルで開かれたんです。その時から私はずっと行っています。ジュネーブの二〇〇八年、去年の七月まで、だいたい二年に一回は開かれているんですが、全て決裂をして今日に及んでおります。ですから今のWTO農業会合というのは、スタートはカタールのドーハ二〇〇一年からということがいえると思います。私はシアトルから行っておりまして、我がJグループでは最初から行っている者は、私と今度参議院に出た山田さんだけです。ですから私は幸い何代もの各国の農業団体のトップとは、替ってもほとんど面識がありますし外国人というのは、友達にならなければなかなか話ができないということがありまして、やはり会う回数というかお互いにディスカッションし合うということが大事です。こういった

こともいろいろな話し合いの中では、大変な武器というか強みになってくるわけです。そんなことでお陰様ですつとやらせてもらいました。そういう経過の上で、今後の会合においてはこういう結果になるかということですが、私が去年の七月に行った時は、シアトルからこういうことを十年間ずっとやってきましたが、全中会長も八月に終わるわけですから、北海道の皆さんにも、いろいろな農政の変動もあつたけれども、私は私なりに頑張らせてもらって、そう大きなデメリットをもらすことはしなかったと思うんですけど」と言ったのですが、みんな「そうだ、頑張ってくれた」と言われたんですけども、これは自己弁護になりますけれども。

ここで大きな問題は、貿易交渉を受け入れたとなると、私は農業団体のトップとしてこれだけ重い責任を感じることはありません。皆さんご承知のように、米の自由化を受けた時の総理大臣は細川さんでしたね。あの一人だけの責任ではありませんけれども、今でもいろいろな形で言われます。自民党の先生方も、米を解放したのは我が自民党ではない。細川だと。だから我々自民党は今のWTOを守るんだということを、必ず引き合いに出して言います。

ですから私が去年の七月に、全中の会長として農業団体として受けたいということになると、私も末代（笑）、あの時の全中会長は我々のことを裏切ったと言われます。去年の七月にジュネーブに行く時は首をかけたも受けないと腹に決めて行きました。ですから、行く前も行ってからも、飛田会長も団員の一人ですけども、皆さんに言いま

した。「今回の交渉は日本農業にとって一大事だ。これは後世に影響を及ぼす大きな問題だ」と。我々が農政のいろいろな問題を話す時は必ず三者会議をやるんです。これは私を頂点としての全中、それから政権政党の自由民主党貿易調査委員会会長を頂点とする農林幹部、それから農林大臣を頂点とする農水省幹部の三者で、今まで政策でも価格でも全部三者で最後は決定をして発表するというシステムです。

従って農業団体も、向こうで決まっちゃったからという無責任なことはいえませんが、貿易等もそうです。今まで何回も三者会議をやっています。(ピンチも何回もありました。ジュネーブでもありました。それからカンクンでもありました。)

ですから私は行く前にみんなを集めて「今度は今までと違うぞ。これで決まったら、永劫に全中も我々の立場も大変な責任を負わなければならぬ。これからずっとその責任は肩にかかってくるんだ。ですから私は今回は絶対に三者会議をやっても、イエスとは言わない。首をかけてもノーと言います。そういうことで途中で帰ってくるかもしれない」と団員に言いました。だけど私は最初から腹は決まっていた。そんなことで膠着状態が続きました。

閣僚会合の始まる前に、若林農水大臣は重要品目について「一〇％は無理だから八％が良い」とのコメントを出しましたが、このことは大きな問題となりました。ジュネーブへ行く前の三者会議で「一〇％を絶対守る」という決定をしていただけに我々は啞然としました。

そして向こうに着いたら新聞社がすぐ来て「宮田会長、農水大臣が

八％でオーケーだって言うけど、それで了承したんですか」と言うから、「とんでもない話だ」と言ったのです。そこで私は新聞社にこう言ったんです。「農相の目標を引き下げ批判、重要品目でJ A全中会長」というくだりです。これは共同通信が出したのですが、「全国農業協同組合中央会全中の宮田勇会長は、二二日、世界貿易機関WTO新多角的貿易交渉ドーハラウンドで、若林正俊農相が農産物の関税引き下げの例外扱いになる重要品目数の目標を引き下げたことについて、今の時点で言うことは得策でないと述べ、農相の対応を批判し、WTO本部で記者団に語った。政府は全品目のうち重要品目を一〇％以上確保する目標を掲げていたが、若林農相は閣僚会合前の十九日、八％以上に引き下げる意向を表明。本格交渉前に妥結の姿勢を見せることに不満を募らせたと見られる」ということで、私は共同通信の記者に言うて、二時間後に日本に配信しました。ところが農業新聞をはじめ各新聞社は、どこも私の主張をのせませんでした。私はこれを言った時に、やはり自分で思いました。政府が一生命やっているのに、それから貿易調査会も支援しているのに、何で私がこんなこと言わなければならぬんだらう。だけど皆さん、言わざるをえないでしょう?。私は勇気を持って言ったんです。ところが日本の新聞社はどこも書かなかったから、反響があまりなかったんです。

ところが帰って来てこれが生きたんですよ。私が帰って来て全中で会合をやりました。今年の代表団はこういう結果になって良かったと喜んだけれども、さっぱり活動が見えてこないということが出ました。

私は頭にきました。行った連中もみんな怒りました。そこでこの一文を発表したのです。こうやってはつきり言っているのに、農業新聞をはじめ日本の新聞社はどこも書かなかつたではないかと。日本のマスコミも受入容認ということ、みんな右ならえの記事を書いたじゃないかと私は言ったんです。そうしたら皆さん分かつてくれました。だから物事を言う時にはつきり言わなければダメなんです。そういうことを感じました。だからみんな「会長がああ言って、我々の立場がこれでよくなった」と。あの時は「会長はちょっと言い過ぎた」と心配したのではないかと思つたんです。けどものはつきり言わなければダメです。せつかく決めたのに、交渉の前にラインを下げることはないですよ。

このように、極めて日本政府の意向はあまり強くはありませんでした。ですから今後予想される四月からの交渉がどのように展開するかは分かりません。しかし、ここでやはり我々農業団体は、絶対にノーと言う勇氣を持つて臨んでもらいたい。私はもう過去の人ですから、現役の皆さんに絶対ノーという勇氣を持つて意思表示をすることが、意に反した決定がなされた場合、今後の政策を求めるとかいろいろな面には大きな作用をすることです。物分かりのいいのがいいわけではないですよ。やはり日本の農業は、こういった世界の貿易の中に巻き込まれた中で、どうしていくかということがありますね。そこではつきり意思表示をして貰っていくということが、今後の政策を求めていく上でも大きな力になると、私は申し上げたいと思います。

ちょうど時間が一〇分超過しましたけれども、前半が長過ぎたので悪かつたけれども（笑）、私は本当は今後の米の生産調整の問題と、もう一つは米のミニマムアクセスの国家貿易を外してやるかという問題も…今の農水大臣はおかしな人で、これはある意味においては非常に現実性のある問題だということ、警戒して対応していかないと大変なことになると思っています。ちょっとそれに触れようと思つたのですが時間がありませんので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

【以下は講演会後に加筆されました】

北海道農業への提言、期待については何点か上げましたが、何といても大きな課題は、農政改革の今後の展開としてWTO農業交渉がどうなるのか。これらに対する北海道としての意志、対処が大きな課題であり、これを重点的にお話しさせていただきました。

### 北海道農業への期待

私達、北海道がかねてより主張してまいりました專業地帯の農政と府県の兼業地帯の農政の画一性の排除と、担い手中心の北海道農業を中心とする專業農業の育成強化の政策樹立については品目横断的所得政策で方向性が示されましたが、今後の国の政局の混乱でバラマキ農政にバックしそうな気配もあり憂慮すべきであります。

また、今年は「食料・農業・農村基本計画」の見直しに入る年であります。食料の自給率五〇%を目標に具体的方策も示されたいと思います。またWTO農業交渉の結着をにらんで今後の我が国の食料政策をどう展開していくかが示されると思います。

特に石破農水大臣が、生産調整の選択制やミニマム・アクセス米の国家貿易を民間に移管すべきの発言もあります。まじめに守ってきた農民を無視した不公平極まりない無責任な発言であります。これにはきちつと反論していかなければなりません。

基本計画の見直しについては、政府案を待つのではなく北海道としての考えが反映されるよう、全中と協議の上意見をまとめ具申する積極性が必要であり、北海道の主体的取り組みを期待します。

WTO農業交渉については、日本の意向が通ることは今の現状では極めてむずかしい状態にあります。特に、この結果が及ぼす影響が大きい北海道にとりまして大きな問題であります。

重要品目は日本が求める一〇%に対し、四%+二%の六%が大勢の動きであります。これでまとめようとする意向が大勢を占めているのが実状であります。

私はこの九年間一貫して世界での多様な農業の維持、農業の多面的機能、食料の安全保障、自給率の維持を主張し運動してまいりました。また、世界の農業団体と連携して主張を広げてまいりましたがアメリカなど一部の国に牛耳られるWTOに強い不自信を持っておりま

北海道のJAGグループとしては、北海道農業の崩壊につながるこ

とには断固反対の姿勢を貫くべきであります。

また、今日、新たな政策で農畜産物は価格政策より構造政策へと移行してまいりましたが、更にこれを進めて、消費価格を下げる方策、いわゆる消費者負担から納税者負担にと大転換することを考える事が必要と思います。輸入品との価格差をなくす、品質は断然国産品が上であります。

ミニマム・アクセス米の民間輸入へという石破大臣の案についてはこれが実現したら大変なことになります。ミニマム米の受入は政府の責任であります。主食以外への隔離は不可能になり商社が自由に輸入します。国内の主食の混乱は大きなものとなりますし、価格も低下する大きな問題であります。

一国の農水大臣として極めて無責任な発言であります。だが、先述の米の生産調整の選択制と同様、農水省内で議論、協議がなされていることも考え入れ十分な警戒と対応を怠りなきようにしていくことが大事であります。

その他何点か上げましたが、皆さん方は北海道農業発展のために頑張っており、成果も上がってきております。今後に期待するところ大ですし、頼もしく思っております。

農協は何と言っても組合員のニーズにどう対応していくかにかかわっていると思います。

経営体としての農協、組合員の満足感、そのバランスをどう保っていくかにかかっていると思います。

農協が大きくなり、経営も良くなった。しかし、組合員は離れていった。では、その存在意義はありません。しかし、この点は分かっているようで案外気をつかない点でもあります。

規制緩和、国内自由化の傾向が強まる中、農協の基本は組合員であるとの理念を忘れず、頑張つてほしいと思います。

## 質 疑

黒澤 地域農研で研究担当をしております黒澤と申します。今宮田前会長から熱弁を奮っていただきまして、最後は国際交渉の山場での非常にドラマティックな状況を我々の前で披露していただきました。我々も何となく薄々はそんな感じでしたが、前会長の今のお言葉ではつきり認識することができました。最後に、今後に臨むエールを我々後輩の、それぞれの立場で関わる者に力強く提言していただいたことを心から感謝したいと思います。

宮田前会長は、質問の時間が無くなるよつにということでもオーバーしたようですが、まだ時間が五分くらいありますので、ぜひこの際会場から会長に確認しておきたい点がありましたら、お受けしたいと思います。どうぞ遠慮なく手を挙げてください。貴重な五分です。はい、どうぞ。

中原 酪農学園大学の教員の中原と申します。宮田会長は私どもの学園の後援会長でいらつしゃいますのであまり言えないのですが、大変示唆に富む本当に農協運動一筋に生きてこられた貴重なお話をいただきました。感謝したいと思います。それから宮田前会長のお話の中で、消費者をどう見る

か、例えばスイスは、精密時計とかそういう機械工業品で世界に冠たる輸出国ですけれども、同時に国内で国民投票をやつて、少々割高だけれどもスイス国産の食料を買いましょうということを国民で決議しているんです。ですから私も日本は、今度のドーハラウンドで多様な農業の共存ということを打ち出しているわけですけれども、それは消費者がどれだけ担保するのかという裏をとつた形で外交交渉をやらないと、外交交渉でどういう結果であつても国内農業はこうするといふセオリーを持たないと私はいけないと思つています。そういう意味で宮田前会長のおっしゃつたエールというのは、重く消費者も受け止めてやらないといけないのではないかという感想で、大変恐縮ですけれども思いました。

黒澤 中原先生どうもありがとうございます。前会長、今の中



原先生の、何かコメントありますか。無言でしたが、全く同感であるということですね(笑)。あとお一人ぐらい時間があると思うのですが、いかがでしょうか。前会長がお触れになったことで、米改革の問題だとか今の水田転作の方向だとか課題がかなりあるわけですから、その辺りは前会長から現農業団体あるいは行政の方々に重大な引き継ぎ事項として受け取ったということですか。その他に我々一般の消費者という立場でも、今の会長のお話を重く受け止めて、先ほどの中原先生のお話にあつたように、国民合意をこれからどうより強固なものにしていくかということ、この世界同時経済不況の中で、益々重要性を増す食と農の安全を守りつつ生活も守り、そして日本の国益を守るという意味で一層みんな一致団結してがんばる必要があるのではないかと思います。こつこつ貴重な示唆をいただいたことにお礼を申し上げます、宮田会長の講演を終わらせていただきます。会長どうもありがとうございました。(拍手)



私どもの知らないこともたくさんありまして、非常に興味深くお聞きしたわけです。本当に狭い会場の中でご熱心に聴取をしていただきまして、心から俺を申し上げましてこの度の総合研修会をこれで閉じさせていただきます。今一度、宮田前会長に盛大な拍手でお見送りいただきたいと思えます。(拍手)

和田 お陰様で例年になく盛り上がった総合研修会になりました。非常に宮田前会長のお人柄の出たご講演ではなかったかと思いました。



スイスジュネーブ WTO 本部

## 食いしん坊イラストレーターの

# てくてく畑を歩く

パート1

イラストレーター

すずき もも

イラストレーターという絵を描く職業の私が、このような専門誌にエッセイなど載せて良いものかとさんざん悩みましたが、これもご縁と修行するように書かせていただくことにしました。農業と全く別な世界で生きるような私ですが、絵描きも食べなくては生きては行けないし、また食べることに熱心な絵描きの諸先輩も多いのです（かの有名な画家ダリもレシピ本を残しているんです）。例にもれず私もハツと気がつくと思えば物への関心がとても深くなっています。きつかけは何だったのだろう。今思い返すと、小さい頃の母の作るなげない食卓がおいしくて温かだったことが自分の食への関心のベースとなり、若い頃に出会った食へのこだわり、の強い友人たちの影響だと思っ

たのです。その中の友人の家に二十数年前に行ったときのことです。初めて玄米を食べてそのおいしさにびっくりしました。新鮮な野菜のお味噌汁・圧力釜で炊き上げた玄米にはゴマ塩や鮭フレークをのせていただきました。決して豪華ではない食事でしたがとても新鮮なおいしさでした。

たった一粒の玄米のおかげで、毎日食べるものへの興味とその素材の見方が変わってきたのだと思います。そうなると思えば友を呼ぶではないですが、食関係のいろんな方々と交流を重ねて行くうちに、描く絵も食べ物関係の仕事が増えていきました。

私の中では食べること、すなわち食べたものによって自分の体の一つ一つの細胞を作ってい

## すずき もも さん



東京生まれ、北海道育ち

- ・広告を中心としたイラストレーション制作、出版、雑貨企画、執筆など仕事は多岐に渡っている。
- ・食の世界に足を踏み入れ、パンに焦点を絞って立ち上げた「だい好きパンの会」は今年で13年目を迎え、小さいながらも充実した活動を行っている。
- ・スローフードに生活のテーマを置き、「北海道スローフードフレンズ帯広」のメンバーとしてスローフード・スローライフの実践を試みている。
- ・いつか自然豊かな場所で本や絵を描きながら、野菜や花を育てて暮らすことを夢見つつ、夫と娘の3人暮らし。
- ・だい好きパンの会 事務局長
- ・北海道スローフードフレンズ帯広 事務局

### 著書

「さっぼろおさんぽ日和」(北海道新聞社刊)

「おさんぽ日和 さっぼろ近郊 のほほん旅」(北海道新聞社刊)

「パン好きの毎日～おいしい食べ方、作り方～」(ソフトバンククリエイティブ)

北海道の小麦とパン屋さんの本を北海道新聞社より6月下旬に出版予定。

ることにイメージがすぐ繋がります。それは例えばハンバーガーばかり食べていたりすると自分のからだはハンバーガーでできあがっていることを想像してみてください。ちょっとぞつとしませんか。仕事柄、ヴィジュアルにすぐつなげてしまう(この場合牛の部位を示す図のようなのを人体で想像しちゃつ訳です)。ここはあのととき食べたらラーメン、こちらはケーキ、こっちはサラダ、のように食べた物を自分の体に当てはめてみると、なかなか恐ろしいやら面白いやらです。仕事が忙しくなるとどうしてもいい加減な食生活に陥ってしまうのでふと、どんなもので体が作られてるか、食べた物を思いかえしてちょっとドキドキすることも。なので、

の意識を高めてるのかもかもしれません。なるべく北海道産の野菜やできるだけ近海の魚、信用のおける育て方の肉などを積極的に選んで食べるようにしたいと、すべてではないけれど北海道産の細胞によりやく変わってきたかなあと、あの図を想像して楽しんでいきます。

近年、食材の産地や生産者、また栽培方法なども解りやすくなってきました。消費者もその情報を見て、しつかり選ぶことができるようになり、生産者との距離が少しずつ縮まってきているように思います。また、産直で購入できる物や道の駅なども充実してきています。そのような所で買い物をするると一方面的だけれど生産者の顔が見えるような安心感があり、その作物に生産

者の愛情のような物を感じると、購入した食材をできるだけおいしく食べたいと、無意識に感じているような気がします。帰ってきてキッチンに立つ意気込みが、普通のモチベーションより格段にアップしています。なので生産者の愛情が解る食べ物を愛情のあるお店で買い、愛情か



けて調理した物を楽しくいただく。それがおいしいという喜びになって、細胞の一つ一つに変わって行くと思うと、なんだか元気いっぱい、愛と喜びにあふ

れた体になりそうじゃないですか！ポイント最後の楽しくいただくです。前述した小さい頃の食卓で母が「ご飯は楽しく食べなくちゃね」と、いつもニコニコ話をしながら食べてたことを思い出します。

ただのイラストレーターだったのが、頭に食いしん坊の冠がついて早十三年。その十三年前には「だい好きパンの会」というパン好きさんのサークルを立ち上げました。「どうしてパン？」なのかと簡単に言えば旅先で食べたパンがあんまりにもおいしくてショックを受けたからなのです。そう、二十数年前にちょうど玄米のおいしさで食べ物の方、味わい方に開眼した時期に海外にも行ったんですね。そこで食べたいろんなパン

がおいしくて、これまたパンの概念が変わったのです。今ではいろんなパンが北海道内でも食べられるけれど、ちよつと昔まではパンといえば角食、あんぱんの世界。今まであまりおいし

いと思ったことがなかったので、パンのおいしさからパンへの興味がはじまったのです。

その中でもっと身近なところのパンのことが知りたい。と強く思うようになり始めた頃、いち早く道産小麦に目を向け安心なパンを作り続けている「シロクマ北海道食品」の荒川社長と一緒に仕事をさせていただきました。新しく道産小麦のみでパンを作るパン屋さんをオープンしたいということで「れもんベーカリー」の開店のロゴや、チラシなど仕事をさせていただきました。一周

年を迎える頃、荒川社長が一周年記念に何かやりたいというので「だい好きパンの会」の設立を提案させていただき、その後自主運営になるまでの六年間を荒川社長の庇護のもとゆるんな活動をさせていただきました。

この活動の中でパン用の小麦が北海道の中で栽培されていることやその状況、また製粉会社へ見学に行ったり、農家さんの土地を借りてメンバーとハルユタカ小麦を栽培してみたり（これは三年続けました）、パンが農と繋がっていること、食べ物

の背景には農業があるということとを実際に見て触れて体得させてもらいました。その活動の間、北海道に置ける小麦の栽培状況は大きく変化し続けているように思います。パン用の新しい品種の小麦の登場、また栽培地域、

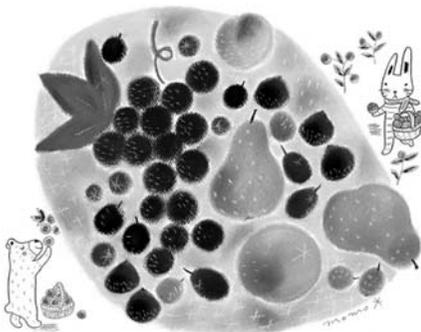
栽培方法などなど確実に広がりを見せているような気がします。「だい好きパンの会」では、たまに生産者から栽培を始めたこの小麦でパンを焼いてみてはもらえないかという相談や道産小麦の品種別パンの味比べ、また「小麦のことを話そう」ということで生産者、製粉会社、パン屋さん、消費者の六人のパネリストをたて、パンを味わいながら、話しを聞く（話す方々にもパンを食べてもらいながら）パンの会ならではの会を開いたり、普段はサンドイッチの会や通販のパンを食べる会、講師を招きパン作りの会など、楽しい、おいしいをコンセプトに道産の小麦を隠れテーマにおいて、会を行っています。

最近の会では畑作農家さんからとうきびの粉の相談を受け、

日本ではあまりポピュラーではないコーンブレッドの会を開きました。初めて作るコーンブレッドやコーンの粉を多く配合した様々なパンは新しいおいしさで、参加メンバーも生産者も意見が飛び交う有意義な会になったと思います。そんな「だい好きパンの会」を通じて「パン」という狭いキーワードからのぞいた農の世界はとても広く作る、食べるだけじゃない、その前の農業、そして生産者の存在をしっかりと教えてもらいました。そこからますます農業のことが知りたくなって、そこに興味をおくというんなものが見えてきました。

二〇〇〇年に出版された島村奈津さんの「スローフードな人生」をその年に読み、これだ！

と思わず声を上げていました。私の中でバラバラだった様々な思いがスローフードという哲学で一本筋が通った瞬間だったのです。大げさだけど本当に涙が出そうだった。そう思うといても立ってもしられなくていろいろ調べたり、見たり聞いたりすると、同じ頃と同じように思ってた方々が北海道初のスローフードの会を立ち上げた聞き、即



入会させていただきました。それが「スローフードフレンズ帯広」です。この会の素晴らしい所は生産者も含め様々な職業の人がスローフードの哲学のもと集ってきていることです。もちろんそれぞれの立場も思いも違うけれど同じように何かを感じて集まってきた方々です。いろんなメンバーに会うことに刺激され、勉強することがいっぱい。四年ほど前からは事務局をお手伝いさせていただくようになり、ますます自分の生き方を含め食の世界にはまっています。

そんな活動が目に触れたのか三年前には北海道新聞社から本の出版のチャンスをいただきました。昨年、昨年と本の出版をさせていただきました。街をめぐるガイドの本でしたが、この本はもっとゆっくり、足下を見つめ

て、小さな事柄に幸せを見いだそう。それは地元にある良い物を見つけ大切にしていこう。自分の目線を磨こう。それは食べ物もお店や映画館も公園も同じく一つ一つが街という体を作る細胞と同じだから。より素敵な優しい細胞で街を作って行きたい。という長い隠れテーマのもとに制作しました。

さて、長い自己紹介のようになってしまいましたが、今回はこの辺で。

今回は本の制作を通して、取材してきた農家さん、近郊の街、札幌のことなど、食いしん坊イラストレーターが目線で書き綴ってみたいと思います。



# 福島県はなぜ米生産過剰日本一に なったのか？

福島大学 経済経営学類 准教授

小山 良太

## はじめに

福島県は、二〇〇六年度以降、日本一の米生産過剰県として全国的に有名になっている。その要因については様々な要素が挙げられるが、通説となっているのは「福島県は真面目に生産調整に取り組んでおらず、その背景には良食味米産地であるという驕りがある」というものである。筆者は、日本一の生産過剰県となった二〇〇六年度より福島県米生産情報検討会議の会長として、需要情報の市町村配分についての検討を行ってきた。そこでみてきたことは、福島県農政は決して不作為で生産過剰を放置しているのではなく、生産調整の障壁となる歴史的、地理的、構造的な要因により、調整システムが働きにくい構造が存在しているという点である。

表1は、二〇〇八年度の東北・北海道における米の需給情報を示したものである。米の民間需要量（表中④）は、前年度在庫（同①）と本年度生産量（同②）を足したことから、本年度六月末在庫（同③）を引き算出する。これに政府米販売数量（同⑤）を足したものが、全体需要量（同⑥）となる。この需（要情報に基づき、米の販売情報（生産可能情報）が全国レベル、都道府県レベル、市町村レベルに伝達され、米の生産計画（生

## 小山 良太（こやま りょうた）氏



生 年：1974年東京生まれ  
 最終学歴：北海道大学大学院農学研究科・博士（農学）  
 専門分野：農業経済学、協同組合学、地域政策論

### 主な委員

福島県米需給情報検討会議・会長（2006年～）  
 日本軽種馬協会基金運営委員会・理事（2006年～）

### 主な業績

「経営所得安定対策と集落営農の課題」『東北農業経済研究』第25巻1号（通巻50号）東北農業経済学会、2007年8月、pp.17 - 26。  
 『競走馬産業の形成と協同組合』日本経済評論社、2004年6月、220頁。

産目標面積）を策定する。その際に、前年度生産目標面積と実作付面積の差が大きく（転作計画を實行せず）、かつ六月末在庫が多く残っていると、売れ残り情報として次年度の生産目標面積がさらに減らされる（配分量にペナルティー「生引き」が科される）。後述するように、福島県は生産目標面積より実作付面積が大きく、かつ六月末在庫も物量として大きい状況が続いており、日本一の過剰県となっているのである。

一方で、福島県の言

表1 東北・北海道における米の需給情報（2008年）

単位：トン・%

	2007年6月末 在庫 ①	2007年産 米生産量 ②	2008年6月末 在庫 ③	民間需要量 ④ = ① + ② - ③	政府米販売 数量 ⑤	全体需要量 ⑥ = ④ + ⑤	2008年6月 在庫率
全 国	1,834,910	8,200,705	1,607,334	8,428,281	116,961	8,545,242	19.6
北海道	175,572	574,275	166,095	583,752	1,503	585,255	28.9
青 森	59,987	271,890	61,923	269,954	302	270,256	22.8
岩 手	81,413	285,831	77,920	289,324	6,428	295,752	27.3
宮 城	102,778	376,573	87,677	391,674	27,507	419,181	23.3
秋 田	129,463	465,779	95,168	500,074	11,347	511,421	20.4
山 形	108,349	363,260	66,972	404,637	6,854	411,491	18.4
福 島	90,538	424,070	76,565	438,043	10,156	448,199	18.1
新 潟	152,409	552,946	99,532	605,823	3,557	609,380	18.0

資料：「福島県米需給情報検討会議」2008年12月、関係資料より作成

い分としては、以下の点が指摘できる。福島県はそもそも生産調整不参加の農家が多く（高齢、零細、兼業農家が多く米作依存構造）、それが地域的に固定化しており、そのような生産構造をベースに米の生産調整政策が移行したため、生産目標面積そのものが過少な評価となっている。また、福島県産米（コシヒカリが中心）は、新潟コシヒカリの代替品あるいは二番手ブランドであり、独自のブランド価値は小さい状況であった。一方で、食味・品質は高く、出荷・精米の段階が遅くなるという性質を持っていた。そのため米卸段階で、品質の劣る産地銘柄から先に販売し、福島県産米は夏場まで持ち越し販売するという対応が取られてきた。そのため、六月末在庫で全国一律に在庫量（推定としての売れ残り量）をみた場合、福島県産米が実態以上に多く残存するという状況が生じているのである。

とはいえ、このまま何も手を打たないと、毎年ペナルティーを科され、さらに配分量が減少し、過剰が大きくなるという悪循環が継続することとなる。そこで、本稿では、福島県の米生産・流通の現状と生産過剰にいたる構造的課題点を明らかにしていく。

## 1. 福島県における米流通の問題点

図1は、福島県産米の流通フロー図を示している。福島県の民間流通米は全生産量の八割である。民間流通米は大きく分けて農協（表中JA）と農協以外の集荷業者に集荷される。そのうち農協に集荷される量は民間流通米のうちの三七％である。農協以外の集荷業者には主なものに全集連（全国主食集荷協同組合）系集荷業者があり、民間流通米のうちの四％が集荷される。また、農協に集荷される米は、JA全農とJA直売（単位農協）にまわされる。農協系統、全集連系業者、その他集荷業者から販売業者や実需者へ流通し、最終的に小売店や外食事業者のもとへ販売されるという経路を辿る。福島県においては、JAの米集荷率は低く、JA以外の他の集荷業者が多く集荷しており、多様なルートを経て米の流通がなされているといえる。福島県の農協の米集荷率が三七％というのは全国的に見ても低い。これが福島県の米の過剰生産の原因のひとつともいえる。そもそも農協は当初、「政府による米集荷の代行機関」として機能していた。それが自主流通米制度（一九六九年）によって流通機能を部分的に、改正食糧法（二〇〇四年）の流通ルート特定の廃止によって、完全に移管された<sup>1)</sup>。品質別需給調整、

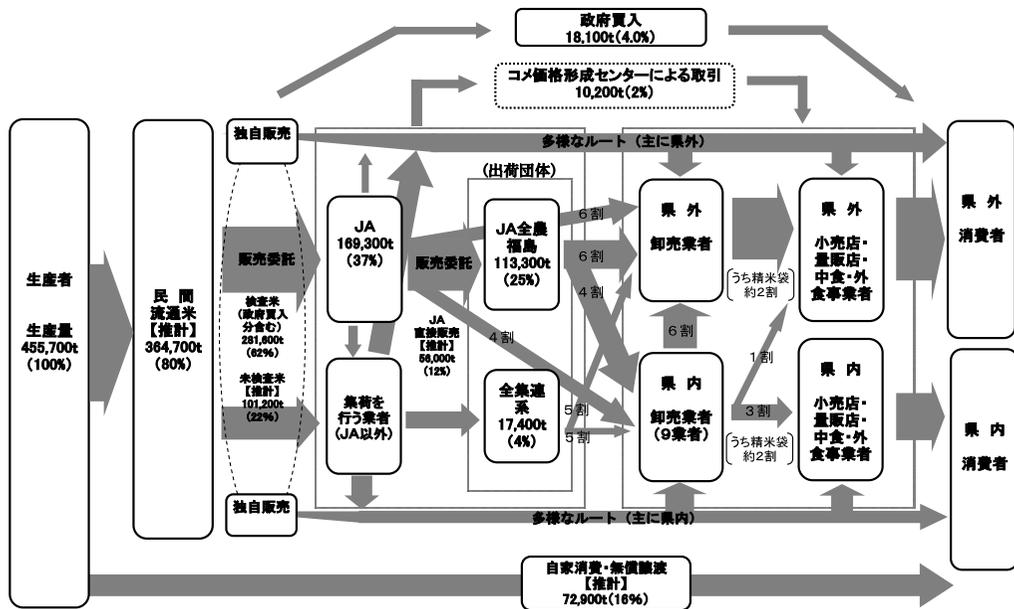


図1 福島県産米の流通フロー図

注1) 2006年「福島県農産物流通状況調査報告書」(流通消費グループ)による。  
2) 数値は2004年産米。

自主流通計画によって、時期別調整機能をもつようになった。さらには、生産数量の生産者への配分を行うことになったため、全体需給を調整する役割が求められている。しかし、需給調整の主体となる農協の米の集荷率が低く、需給調整はできない。福島県においては、全体の三七%しか集荷できていないので、効率的な需給調整を農協のみに求めるのは困難な状況となっている。

農協の調整機能がなくなってきたといっても、全国的にみて比較的農協の集荷率が高い県では、米の過剰生産が少ない、あるいは生産調整数量を達成しているケースが多い。民間団体に需給調整をまかせようとしても、個々の団体の米集荷のシェアは低いので、調整機能を期待することは困難である。

このように、福島県において農協の集荷率の低さと、流通経路が複雑化しているという現状が米の生産過剰の一つの要因になっているのである。

## 2. 米の生産過剰にみる福島県の位置

図2は、都道府県別にみた米の生産過剰(需要情報と実作付面積の差)の状況をみたものである。これによると、北関東と福島県、新潟県が生産過剰県となっているのがわかる。これら

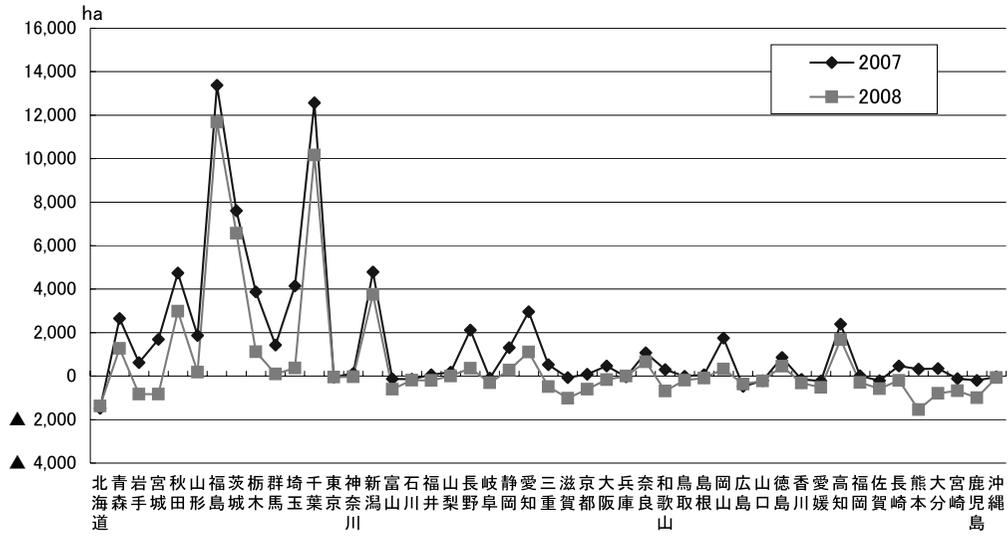


図2 都道府県別にみた米の生産過剰の状況

資料；農林水産省『米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針』2007・2008年度より作成。  
注）過剰分は実作付面積から需要情報（面積換算）を引いたものである。

の地域は、コシヒカリの生産が多い良食味米産地であり、農協以外の米の集荷業者が多く存在している。

全国での米の生産過剰は二〇〇七年度産米で七〇、七四八ha分、二〇〇八年度では二八、八三三ha分となっている。福島県の過剰作付は二〇〇七年度で一三、三七六ha、全国の作付過剰分の約一八・九%、二〇〇八年度では同一、六七五ha、同四〇・五%を占めている。二〇〇八年度は全国的に過剰分の抑制が行われたにも関わらず、福島県においては同規模の生産過剰面積が存在し、結果として全国の生産過剰の四割を抱える地域となっている。

### 3. 福島県における生産過剰の地域性

福島県の米の生産過剰数量を市町村別にみると、福島県内においても地区によって米の生産目標を達成しているところと未達成の地域が存在する。表2は福島県市町村別にみた生産過剰数量（二〇〇六年産米）を示している。生産確定数量（a）がいわゆる生産割り当て数量であり、主食用米平年生産量（b）が当該年度に生産された主食用米数量、そして生産過剰数量（ $C = b - a$ ）が過剰分を示している。生産調整が守られていない地域としては、いわき市、県南の白河市、県中の郡山市、

表2 福島県市町村別にみた生産過剰数量(2006年産米)

(単位:t)

	生産確定数量 a	主食用米 <sup>1</sup> 年平均生産量 b	生産過剰数量 c = b - a
郡山市	32,028,262	46,777,410	14,749,148
須賀川市	16,070,855	27,179,730	11,108,875
白河市	14,147,749	20,540,900	6,393,151
いわき市	19,539,019	23,403,180	3,864,161
相馬市	11,592,460	11,305,540	-286,920
南相馬市	25,964,428	25,853,000	-111,428
南会津町	5,652,241	5,838,600	186,359

資料：福島県水田畑作課資料より作成  
注) 上位・下位市町村を取り上げた。

ある。福島県南地域の市町村では、東北道が縦断しており、北関東圏の集荷業者が農家から直接買い取りを行うケースが多い。そのため、農協の販売事業を利用しなくても(結果として生産調整に参加しなくても)、一定の販路が確保されているために米を作り続けることになる。加えて、集荷業者からの直接買い取りは、生産者にとって在庫のリスクが小さく、その場で

須賀川市がある。生産調整が守られている地域には相馬市、南会津地区があげられる(福島県の地域については、小山良太「福島県農業の現段階と農協組織の戦略課題(その一)」、福島県農協の特徴と組織課題、「地域と農業」第七一号、北海道地域農業研究所、二〇〇八年一〇月、六七頁図5を参照のこと)。県の南東部に位置する市町村(県南地域)では生産調整が守られていないという特徴が

現金収入を得ることが出来る。福島県全体では米生産過剰であるにも関わらず、これらの地域の生産者にとっては作っても確実に売れるために過剰生産の意識が薄くなる。このような県南地域の特性が福島県全体の米生産過剰に影響しているのである。

#### 4. 福島県における産地づくり交付金の状況

福島県の転作をめぐる状況は厳しい。表3のように、福島県の転作を進めるための産地づくり交付金は東北各県の中でも最も少ない額となっている。二〇〇七年の福島県の産地づくり交付金は、米の生産目標面積が同程度の宮城県と比べても三分の一に過ぎないという状況である。

また、産地づくり交付金は地域によって独自の使途や支給額が設定できる。転作物物の支払価格について交付金分の上乗せが可能であり、農家収入に対し恒常的に寄与できる。しかし、産地づくり交付金の県別の割りあては、過去の米生産目標達成の実績によって決定される。よって、過去に米の生産過剰が大きかった福島県の産地づくり交付金の交付水準は他県の三分の一程度となっている(同表3)。一haあたりの交付金額をみると、非常に低いいため、農家にとっては費用がかかり、米とは違った慣れない転作を行うより、米を作り続ける方が楽であり

表3 2007年産地づくり交付金の状況

	生産目標面積 A (ha)	産地づくり交付金額 B (千円)	1ha当たり金額 B/A (千円)
福島県	68,715	3,246,497	47.2
青森県	47,067	6,702,214	142.4
岩手県	55,777	7,658,708	137.3
宮城県	73,111	9,580,075	131.0
秋田県	87,134	8,550,701	98.1
山形県	65,610	7,146,787	108.9
新潟県	110,763	7,994,628	72.2
北海道	113,891	43,217,587	379.5
富山県	39,179	4,761,781	121.5
石川県	25,974	1,931,412	74.4
滋賀県	33,313	4,860,571	145.9
香川県	15,118	1,017,614	67.3
佐賀県	28,138	4,535,647	161.2

資料：福島県庁水田畑作グループ資料より作成

収入が得られる。転作機会を失わせ現状維持を選択するような状態となる。福島県の産地づくり交付金と転作については、転作を進める産地づくり交付金が少ないために転作が進まず、また過剰作付による米の生産目標削減が産地づくり交付金の減額を招くという悪循環の状況にある。

図3は、東北六県における大豆収穫量の比較を示したもので

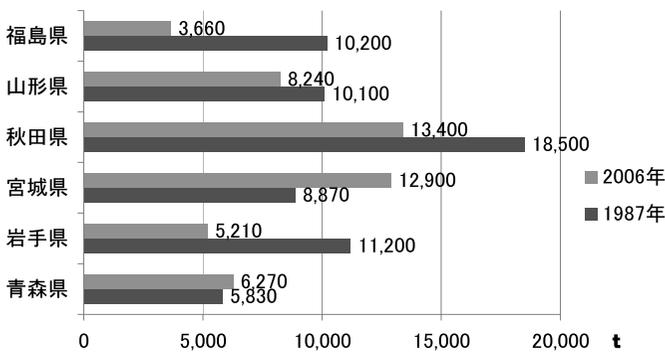


図3 東北6県における大豆収穫量の比較(1987・2006年)

資料：農林水産省『作物統計』各年より作成。

ある。これによると、福島県の大豆は、一九八七年水準から大幅に収穫量を減らしている上に、東北六県の中でもきわめて低い水準に位置づいているのがわかる。隣接する宮城県では、ほぼ同じ農地面積ながら大幅に大豆生産を振興しており、対応の差が示唆される。

## 5. 福島県における米生産過剰の要因と課題

これまでみてきたように、福島県の米生産過剰はさまざまな要素が絡み合って生じている問題である。

第一に、福島県の米流通における問題として、農協の米集荷率が低く、実質的な需給調整機能を果たせない状況にあるという点である。

第二に、福島県農業の構造的問題が指摘できる。福島県は、兼業農家が多く高齢化が進んでいる。兼業農家にとってみると、他の仕事において生計が立てられるため、わずかな産地づくり交付金をもらって転作する必要性が薄くなる。加えて、兼業であるため、米と比べ比較的手間のかかる転作をしている時間的余裕もない。一方、農業従事者の高齢化も大きな問題である。高齢の生産者にとっては、作り慣れた米づくりからの転換がしにくいのである。また、転作作物は、ハウス等の設備や施設の費用がかかるため、少ない産地づくり交付金では初期投資がまかないきれない。農業の担い手の育成が必要であると同時に、「交付金が少なくて転作できない、転作できないから生産目標が削減される」という負の連鎖を断ち切ることが必要である。

福島県の水田農業は面積的にも潜在的な生産力的にも、日本

の食料生産を支える貴重な資源であり、その役割は今後益々重要となる。このためには、水田の高度な利活用とそれを可能とする担い手の育成が必要不可欠である。また、食料自給率の向上のためには、総合的な食料生産が必要であるが、福島県では生食用米の生産過剰が問題となっている。生食用米一辺倒の生産構造から脱却し、総合的な産地形成を目指す必要がある、このことが国民、県民の負託に応えるこれからの福島県農業のあり方に他ならない。これを実現するために以下の点を提言したい。

福島県型の水田農業生産戦略の策定と実践が求められる。既存の減反・生産調整という後ろ向きな政策から生産戦略（水田の高度利活用）へと生産者、関係機関の考え方を刷新する必要がある。これは、水田の利用調整機能を個別対応ではなく、集団的土地利用体系のもとに組み込むことで、多様な米の生産、増産が求められている畑地利用の展開が可能となる。水田の利活用は大きく三つの部門に分かれる。土地利用型の①米部門、②畑地利用部門、施設型の③園芸部門である。

米部門に関しては、飯米一辺倒の生産から新規用途米（加工用、業務用）など新たなマーケティング戦略が必要となる。加工用米では、米粉利用（パン、天ぷら粉、米粉麺など）を促進する戦略が考えられる。新たなマーケティング戦略とそれを可能とする生産体系の転換が求められる。このことは、生産過剰

対策という視点からみれば、過剰な飯米流通を抑制し、用途別生産体系を構築していくことに他ならない。これからの米部門は「米+KOME（新規用途米）」を機軸とし、「+KOME」の部分では組織的対応が難しい地域の農家、高齢農家、Ⅱ兼農家など全農家に参加できる生産調整プログラムとして位置づけしていく。

畑地利用部門では、転作、減反というネガ的な発想から転換し、食料自給率向上の要となる麦、大豆、飼料作物、そして福島県農業の特徴の一つであるそばの生産・流通戦略の策定が求められる。麦・大豆・そばに関しては、面的な集積や規模拡大、また機械装備、施設の増設など新たな投資が必要となる。そのため集団的対応が求められる部門である。ここでは、土地利用計画、担い手確保を含めた集落営農戦略、すなわち地域営農システム化が必要である。飼料作物に関しては、飼料用米、WCSの増産とそれを担保する循環型農業の推進が必要となる。

園芸部門に関しては、米部門、畑地利用部門を集团的土地利用体系の下に再編する中で、余剰労働力を園芸部門に振り分けていくという地域レベルの取り組みが鍵となる。土地利用部門の集団化と園芸部門の育成はセットで考える必要がある。

以上のように、米部門における「米+KOME」戦略は、生産過剰の解消と新規用途米マーケティングを併せて展開する戦

略であり、この実現には生産調整未達成者が段階的に協力できるような県独自の助成が求められる。また、流通関係団体、業者のマーケティング機能の「本格的」な発揮が必要となる。

この水田利用戦略は、農家経営からみると経営安定化に向けた戦略である。「米+KOME」（個別対応）、「米」（個別）+「畑地利用」（集団・組織）、「米+畑地利用」（集団・組織）+「園芸」（個別）というような発展型の「米+」戦略である。このことは、リスクの大きい飯米モノカルチャー農業から総合産地へと転換することで、国民の負託に応える食料生産県として、持続可能な福島県農業を創造していくことに他ならない。

#### 【脚注】

〔1〕 食糧法はさらに二〇〇四年に改正され現在に至る。計画流通制度は廃止され、国の規制はなくなった。また同年に米政策改革大綱による改革がスタートし、生産調整の運用も変わった。これにより、ネガ面積配分から、米を作つてよい数量であるポジ数量（生産数量）の配分になった。助成に関しても、産地づくり対策として地域の創意工夫による助成を行なうこととなった。

〔2〕 さらに、改革の第二ステージとして、米の需給調整も農業者・農業者団体が主体となつて行なうように変わった。これは、政府が「配分」を行なうのではなく、「情報」の提供、つまりこの市町村にどれだけ米の需要量があるかという適正量の情報提供にとど

まるといふものである。しかし、これに関しては、この情報を超えて米の生産を行なうと交付金の削減につながってくるため、守らざるを得ないものとなっている。

#### 【引用参考文献】

青柳齊「米産地間競争の変化と産地マーケティングの展開」『農業と経済』二〇〇七年三月臨時増刊号。

小野雅之「米市場変革期における産地マーケティング戦略の課題」

日本農業経営学会『農業経営研究』第四四巻第四号、二〇〇七年三月。

小池晴伴・小山良太「新システム下における農協の米需給調整の役割 福島県を事例として」日本協同組合学会、島根大学、二〇〇七年十月、報告資料。

小池晴伴・小山良太「米政策改革下における生産調整の問題点・福島県を事例として」日本農業市場学会愛媛大学農学部、二〇〇七年七月、報告資料。

小山良太「福島県農業の現段階と農協組織の戦略課題（その一）」福島県農協の特徴と組織課題」『地域と農業』第七一号、北海道地域農業研究所、二〇〇八年一〇月、p. 六三・七七。

橋詰茜「福島県における米生産過剰のメカニズム」『福島大学経済経営学類地域参画専門演習』二〇〇九年三月、p. 五八・六五。

島楨也他「産消連携による原料農産物の自給率向上に関する研究 ふくしま大豆の会の取り組みを中心に」『信陵論叢』v o . 五 一、福島大学経済学部信陵論叢編集委員会、二〇〇九年三月、p. 二五三・二七二。

冬木勝仁「米政策改革下における需給調整の課題・米流通再編と需給調整」『農業問題研究学会『農業問題研究』第五八号、二〇〇五年七月。



## お知らせ

### 第19回(平成21年度)通常総会の開催

- 開催日時 平成21年5月26日(火) 午後1時より
- 開催場所 共済ビル7階「末広の間」  
札幌市中央区北4条西1丁目 TEL(011)280-6711
- 提出議題 議案第1号 平成20年度事業報告並びに収支決算について  
議案第2号 平成21年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について  
議案第3号 平成21年度役員報酬額の決定について  
議案第4号 平成21年度会費の賦課及び徴収方法(案)について  
議案第5号 役員を選任について

### 特別講演

- 開催日時 平成21年5月26日(火) 午後2時30分(通常総会終了後)
- 開催場所 共済ビル7階「末広の間」  
札幌市中央区北4条西1丁目 TEL(011)280-6711
- 講演テーマ 『北海道農業のポジションとベクトル』
- 講師 (社)北海道地域農業研究所 所長 太田原 高 昭

### 人事異動

新任 専任研究員 きょうかめ 經亀 諭(2月1日付)  
専任研究員 正木 卓(4月1日付)  
退職 専任研究員 糸山 健介(3月31日付)



研究会・研修会等への  
報告者・講師の派遣  
(平成二十一年一月～三月)

「J Aカレッジ学生科授業」  
主催 (財)北海道農業協同組  
合学校  
とき 平成21年1月9日  
テーマ 日本農政論  
講義 中出 孝一  
(当研究所・常務理事)

「新規就農者研修」  
主催 (財)北海道農業協同組  
合学校  
とき 平成21年1月14日  
テーマ 農業者に求められるもの  
講義 黒澤不二男  
(当研究所・常務)

「新規就農者研修会」  
主催 (財)北海道農業協同組  
合学校  
とき 平成21年1月21日  
テーマ 農業者に求められるもの  
講義 黒澤不二男  
(当研究所・常務)

「(独法)国際協力機構平成20年度中央アジア地域 地域開発セミナー」  
主催 (財)北海道地域総合振興機構  
とき 平成21年1月26日  
テーマ 農協の仕組みと制度  
講演 井上 誠司  
(当研究所・主任研究員)

「北海道協同組合間協同推進会議」  
主催 北海道農業協同組合中央会  
とき 平成21年1月27日  
テーマ 食料・農業問題と協同組合間協同  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

「平成20年度北海道報徳研修会」  
主催 (財)北海道報徳社  
とき 平成21年1月30日  
テーマ 地域づくりは誰がする?  
講演 黒澤不二男  
(当研究所・常務)

「平成20年度北海道農業推進会議畑作部会」  
主催 (独法)北海道農業研究センター  
とき 平成21年2月2日  
テーマ 資材高騰下の営農と研究開発の方向  
基調報告 黒河 功  
(当研究所・特別参与)

「コープさっぽろ農業賞フォーラム」  
主催 生活協同組合コープさっぽろ(旭川)  
とき 平成21年2月3日  
テーマ コープさっぽろ農業賞と道北農業  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

「コープさっぽろ農業賞フォーラム」  
主催 生活協同組合コープさっぽろ(札幌)  
とき 平成21年2月5日  
テーマ 北海道農業の発展と消費者の役割  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

「宗谷管内役員研修会」  
主催 宗谷地区農業協同組合長会  
とき 平成21年2月5日  
テーマ 農業・農政をめぐる情勢について  
講義 中出 孝一  
(当研究所・常務理事)

「農業法人(株)アバンス冬季研修会」  
主催 道央農業振興公社  
とき 平成21年2月9日  
テーマ 地域特産物の開発と販売戦略  
話題提供 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

「J Aカレッジ学生科授業」  
主催 (財)北海道農業協同組合学校  
とき 平成21年2月10日  
テーマ 日本農政論  
講義 中出 孝一  
(当研究所・常務理事)

「新日本石油幹部研修会」  
主催 新日本石油北海道支社  
とき 平成21年2月13日  
テーマ 北海道農業の将来像  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

「(株)シンジェンタジャパン農業セミナー」  
主催 (株)シンジェンタジャパン  
とき 平成21年2月13日  
テーマ いま求められる農業経営の展開方向  
講演 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

「J Aカレッジ学生科授業」  
主催 (財)北海道農業協同組合学校  
とき 平成21年2月17日  
テーマ 日本農政論  
講義 中出 孝一  
(当研究所・常務理事)

「農業漁業ビジネス経営塾 in 今金」  
主催 (株)パソナ農業プロジェクトチーム  
とき 平成21年2月21日  
テーマ 地域振興と農業経営展開の展開方向  
講演 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

「北海道土地連胆振支部研究会」  
主催 土地連胆振支部  
とき 平成21年2月26日  
テーマ 農業経営の転換点と経営展開  
講演 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

「平成20年度日韓友好協会講演会」  
主催 北海道日韓友好協会  
とき 平成21年2月27日  
テーマ 日韓関係史の真実  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

「平成20年度担い手対策推進担当者研修会」  
主催 北海道担い手育成総合支援協議会  
とき 平成21年2月27日  
テーマ 地域農業支援システムの検討について  
講演 井上 誠司  
(当研究所・主任研究員)

「石狩地域農業リーダーセミナー」  
主催 北海道担い手育成総合支援協議会  
とき 平成21年3月3日  
テーマ 農業情勢の変化と地域農業の課題  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

「国営農地再編整備事業」南長沼地区」委託業務における報告会」  
主催 ながめま農業協同組合  
とき 平成21年3月4日  
テーマ コンバイン共同利用組織の特徴と意義  
講演 糸山 健介  
(当研究所・専任研究員)

「お茶の水女子大学『食の科学』研究会」  
主催 お茶の水女子大学国際日本学研究センター  
とき 平成21年3月6日  
テーマ 今、日本の食を考える  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

「平成20年度先進農業者協議会研修会」  
主催 北海道先進農業者協議会  
とき 平成21年3月6日  
テーマ 道内各地の地域活性化の取り組み  
話題提供 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

「平成20年度コントラクター活動支援事業成果報告会」

主催 北海道農政部農業経営局

とき 平成21年3月12日

テーマ 地域農業支援システムの

実態調査から事例紹介

講演 井上 誠司

(当研究所・主任研究員)

「ホクレン普及指導員資格保有職員フォローアップ研修会」

主催 ホクレン農業協同組合

とき 平成21年3月18日

テーマ 資材高騰下における今後の農業経営について

講演 黒河 功

(当研究所・特別参与)

「厚真町農業経営改善研修会」

主催 厚真町

とき 平成21年3月16日

テーマ 施肥コスト低減と「耕畜連携システム」

講演 黒澤不二男

(当研究所・常務理事)

「士別市農業講演会」

主催 士別市

とき 平成21年3月23日

テーマ いま農業経営者に求められる経営の展開方向

講演 黒澤不二男

(当研究所・常務理事)

「生協産直集会」

主催 生活協同組合コープ

とき さつぽろ

テーマ 平成21年3月25日

農業賞の成果と北海道の持続的農業

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

「JAたむら教育文化研修会」

主催 福島県たむら農業協同組合

とき 平成21年3月26日

テーマ JA教育文化活動と家の光事業

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

「後志支庁青年農業者育成セミナー」

主催 後志支庁・後志農業改良普及センター

とき 平成21年3月26日

テーマ 我が家の経営点検から始めよう

講演 黒澤不二男

(当研究所・常務理事)

「北海道地域農業研究所委託調査にかかる報告会」

主催 全国共済農業協同組合連合会北海道本部

とき 平成21年3月26日

テーマ 組合員次世代へのJA

およびJA共済の情報提供にかかる調査報告

講演 糸山 健介

(当研究所・専任研究員)

「旭川農村婦人大学」

主催 旭川市農政部

とき 平成21年3月28日

テーマ 農村女性の地域における役割

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

「北海道農民連盟・上川農連役員研修会」

主催 北海道農民連盟

とき 平成21年3月30日

テーマ 北海道を取り巻く諸情勢について

講演 黒河 功

(当研究所・特別参与)

「ホクレン普及指導員資格保有職員フォローアップ研修会」

主催 ホクレン農業協同組合

とき 平成21年3月18日

テーマ 農協系統組織の営農指導

講演 黒澤不二男

(当研究所・常務理事)

## 編集後記

二〇年度事業の実施概要につきましては業務報告書、研究年報等で詳細にご報告いたしますが、この場をかりて簡単に報告いたします。会員の状況ですが未加入ＪＡ・関連団体への加入推進に努めました。ＪＡ合併・個人会員の退会

等により前年度より若干減少いたしました。調査研究業務は自主研究二件、連合会、ＪＡ、関係機関からの共同研究一件、受託研究十件、診断事業二件の併せて二〇件に取組みました。機関誌の発行、講演会の開催、講師派遣等も例年に準じて行い会員の要望に応えまいりました。総体としては、期待通りの研究成果を上げることができました。また、事業経費の節

減に努めた結果若干の次期繰越金を確保することができました。会員各位、関係機関のご理解とご協力に感謝を申し上げます。日本経済は、アメリカのリーマンショックによる世界同時不況の影響をまともに受け、日本を牽引してきた自動車・電機をはじめ輸出関連の製造業を中心に生産抑制、雇用調整に伴うリストラ、派遣切り、円高・株安による金融不安、

雇用、環境、金融等「政策総動員」を印象づける内容であり、実質成長率二ポイントの引き上げ、四〇万～五〇万人の雇用創出を見込んでおり、与野党は党利党略を捨て早期に成立させ国民の不安解消に努めて欲しいものです。

## DATA FILE

### 関連事項 / DATA

新篠津村農業協同組合

〒068 - 1193

石狩郡新篠津村第47線北13

☎ 0126 (57) 2311 (代)

FAX 0126 (58) 31720

福島大学

〒960 - 1296

福島市金谷川1番地

☎ 024 (548) 8006 (代)

FAX 024 (548) 3180

(社)北海道地域農業研究所

〒060 - 0004

札幌市中央区北4条西7丁目1番地

☎ 011 (281) 2566

FAX 011 (281) 2707

HP: <http://www.chiikinouken.or.jp>

賃金の抑制による消費の低迷等出口の見えない状況が続いています。政府は、急激に悪化する経済情勢を下支えするための追加経済対策を決定、財政支出一五兆四千億円（事業規模五六兆八千億円）で、

いずれも過去最大、  
（佐々木正幸）

「豊かな大地を包みつづける」



# **ホクレン包材株式会社**

代表取締役社長 佐藤 裕

本 社 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17階 TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394  
工 場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1 TEL (0164) 32-2490 FAX (0164) 32-3120



## FUJI PRINT Co.,Ltd.

当社はおお客様の夢を実現するために、  
創造力と技術力を常に前進させ続けています。  
お客様の夢を当社にお聞かせ下さい。  
少しでも夢が現実のものになっていくように  
我々は努力します。



デザインから印刷・製本まで  
一貫した社内体制で、  
それぞれのニーズにお応えします

富士プリントはさまざまな印刷に対応

### 営業品目

- 定期刊行物 ● 商業印刷物
- 頁物印刷物 ● 記録印刷物
- フォーム印刷物 ● 情報処理加工

### 付帯サービス

煩わしい印刷物の梱包・発送作業を当社がお客様に代わって致します。

- 封筒入れ ● タックシール貼り
- 仕分作業
- 宅配便・郵便局・コンテナ手配 等

当社は2001年9月3日付で品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001/2000年版の認証を取得しました



富士プリント株式会社

〒064-0916

札幌市中央区南16条西9丁目

TEL.011-531-4711

FAX.011-530-2549

URL <http://www.fujiiprint.co.jp/>

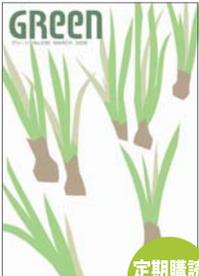
おいしい北海道、読んでみませんか？

安びも、そのままに。



ホクレン情報誌

**GREEN**



定期購読 無料

A5版サイズ 年6回(奇数月1日)発行

季節の料理メニュー、北海道産品のおいしさの秘密、産地情報や旬の素材をお届けする通販コーナーなど、おいしい情報盛りだくさんの「GREEN」を、ご募集いただいた方全員に無料でお送りいたします。

**お申し込み方法**

●ハガキの場合

「GREEN希望」と明記し、住所、氏名、年齢、職業、電話番号をご記入の上、次の宛先へお申し込みください。

〒060-8651  
札幌市中央区北4条西1丁目3  
ホクレン広報宣伝課  
「GREEN」係

●ホームページからも

<http://www.hokuren.or.jp/greenweb/>  
までどうぞ。

お客様の個人情報に関しましては、厳正なる管理の上、本誌の発送のみに使用させていただきます。

とれたてのおいしさ、そのまま。

育った土のぬくもりも、そのまま。

作った人の気持ちも、そのまま。

私たちホクレンは、おいしさといっしょに

安心への努力も、できる限りそのまま

お届けしたいと願っています。

おいしいも、あんしんも、この大地から。